

第3期八雲町
子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年度～令和11年度

令和6年12月
八雲町


目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 関連計画との関係.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象.....	3
6 計画の策定体制.....	4
(1) 策定体制.....	4
(2) アンケート調査の実施.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 人口の状況.....	5
(1) 人口推移.....	5
(2) 児童人口.....	7
(3) 世帯の状況.....	8
(4) 自然動態・社会動態.....	10
(5) 出生数・出生率.....	11
(6) 母親の年齢別出産割合.....	11
(7) 合計特殊出生率.....	12
(8) 婚姻・離婚.....	12
(9) 未婚率.....	13
(10) 就業状況.....	14
2 子育て環境の状況.....	16
(1) 就学前児童の状況.....	16
(2) 幼稚園の状況.....	16
(3) 認可保育所の状況.....	17
(4) 認定こども園の状況.....	17
(5) 認可外保育所の状況.....	18
(6) 小学校児童の状況.....	18
(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況.....	19
(8) 放課後子ども教室の状況.....	19
(9) 障がいのある子どもの状況.....	20
(10) 子育て支援センターの活動状況.....	22
3 アンケート調査結果.....	23
(1) 子育てを主に行っている人.....	23
(2) 母親の就労状況.....	24
(3) 現在の教育・保育施設の利用状況.....	25

(4) 教育・保育施設の利用意向.....	26
(5) 一時預かり等の利用意向.....	27
(6) 子どもを泊まりがけで預けなければいけなかった場合の対処方法.....	28
(7) 子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できないときの対処方法.....	28
(8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方.....	29
(9) 子育てに関する悩み.....	30
(10) 保護者が必要としている支援.....	32
(11) 本町の子育て・教育のしやすさ.....	34
第3章 第2期計画の実施状況.....	35
1 教育・保育事業.....	35
(1) 1号認定(3歳以上/教育).....	35
(2) 2号認定(3歳以上/保育).....	36
(3) 3号認定(3歳未満/保育).....	37
2 地域子ども・子育て支援事業.....	38
(1) 利用者支援事業.....	38
(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター).....	39
(3) 妊婦健康診査事業.....	40
(4) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業).....	40
(5) 養育支援訪問事業(乳幼児訪問事業).....	41
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ).....	41
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター).....	42
(8) 一時預かり事業.....	43
(9) 延長保育事業(時間外保育事業).....	44
(10) 病児保育事業.....	44
(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ).....	45
第4章 計画の基本的な考え方.....	47
1 基本理念.....	47
2 基本方針.....	48
基本方針1 「子どもにとっての幸せ」を守る町.....	48
基本方針2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町.....	48
基本方針3 健やかに安心して子どもを育てられる町.....	48
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	49
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	49
(1) 子ども・子育て支援給付.....	49
(2) 子どものための教育・保育給付の認定区分.....	50
(3) 子育てのための施設等利用給付の認定区分.....	50
(4) 地域子ども・子育て支援事業.....	51
2 教育・保育提供区域の設定.....	52

3	人口推計及び児童の推計.....	54
(1)	人口推計.....	54
(2)	児童人口推計.....	55
4	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	59
(1)	1号認定（3歳以上／教育）.....	59
(2)	2号認定（3歳以上／保育）.....	60
(3)	3号認定（3歳未満／保育）.....	60
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	62
(1)	利用者支援事業.....	62
(2)	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）.....	63
(3)	妊婦健康診査事業.....	64
(4)	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）.....	64
(5)	養育支援訪問事業（乳幼児訪問事業）.....	65
(6)	子育て世帯訪問支援事業【新規】.....	65
(7)	児童育成支援拠点事業【新規】.....	66
(8)	親子関係形成支援事業【新規】.....	67
(9)	妊婦等包括相談支援事業【新規】.....	68
(10)	産後ケア事業【新規】.....	68
(11)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】.....	69
(12)	子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	70
(13)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）.....	71
(14)	一時預かり事業.....	72
(15)	延長保育事業（時間外保育事業）.....	73
(16)	病児保育事業.....	74
(17)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	75
(18)	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	76
(19)	多様な事業者の参入を促進する事業.....	76
6	教育・保育の一体的提供の推進.....	77
(1)	認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	77
(2)	質の高い教育・保育についての基本的考え方.....	77
(3)	認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進.....	77
7	妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援.....	77
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	78
(1)	適切な給付の推進.....	78
(2)	都道府県との連携の方策.....	78
第6章	子ども・子育て支援関連施策の推進.....	79
1	地域における子育ての支援.....	79
2	経済的支援の充実.....	81

3	母子の健康の確保と増進.....	82
4	仕事と子育ての両立支援等.....	84
5	児童虐待防止に関する支援と連携.....	85
6	子どもの権利を守るための支援.....	86
7	ひとり親家庭等の自立支援.....	87
8	障がい児とその保護者への支援.....	88
9	子どもの交通安全を確保するための活動推進.....	90
第7章	計画の推進体制.....	91
1	計画の推進に向けて.....	91
(1)	庁内体制の整備.....	91
(2)	地域における取組や活動との連携.....	91
(3)	町民及び企業等への広報・啓発.....	91
2	計画の点検・評価.....	91
(1)	計画の点検・評価と見直し.....	91
(2)	計画の公表、町民意見の反映.....	91
参考資料	92
1	八雲町子ども・子育て会議条例.....	92

The page features several decorative blue circles. A large, dark teal circle is partially visible at the bottom left. A medium-sized, light blue circle is centered in the middle of the page, containing the main text. Above it, a smaller, light blue circle is positioned to the right. At the top right, there is a small, light blue circle. The background is plain white.

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、平成2年に合計特殊出生率が1.57と戦後最低となったことを受け、平成6年に策定した「エンゼルプラン」を皮切りに、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の制定等、総合的な少子化対策と子育て支援の取組を進めてきました。

しかし、出生率の低下に伴い少子化は進展しており、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況です。

このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、国、道、市町村、地域をあげて対応すべく、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し「子ども・子育て支援新制度」の下、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、幼保一体化を含め、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

さらに、令和5年4月、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が施行されるとともに、これまで内閣府や厚生労働省など多くの行政機関によって行われていた子どもに関する政策を一元化し、社会全体で子ども施策に取り組むため「こども家庭庁」が発足しています。

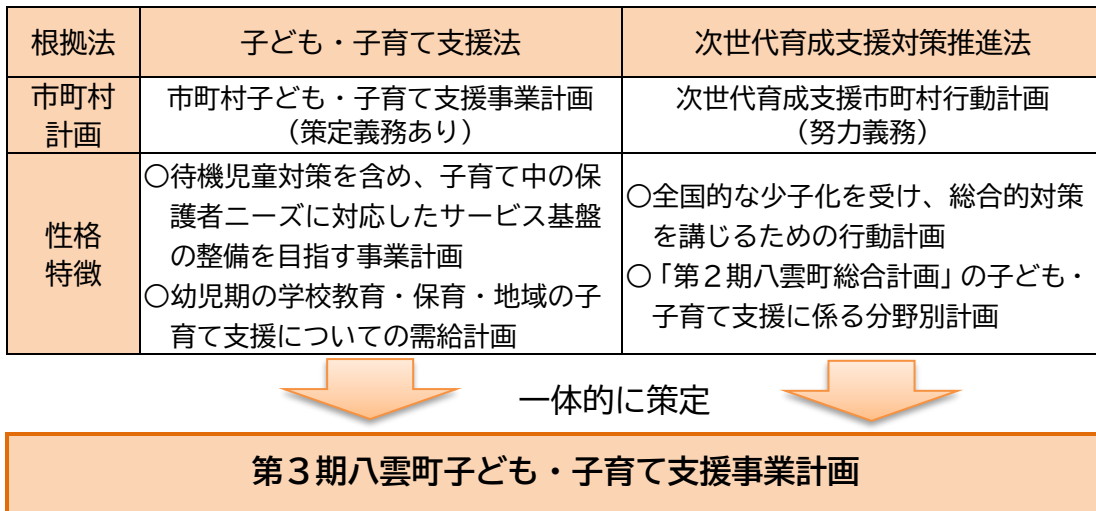
本町においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「第1期八雲町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には第1期計画を見直し「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」を基本理念に掲げ、町内全ての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

この計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映し、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠と位置付け

「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

■計画の法的根拠と位置付け

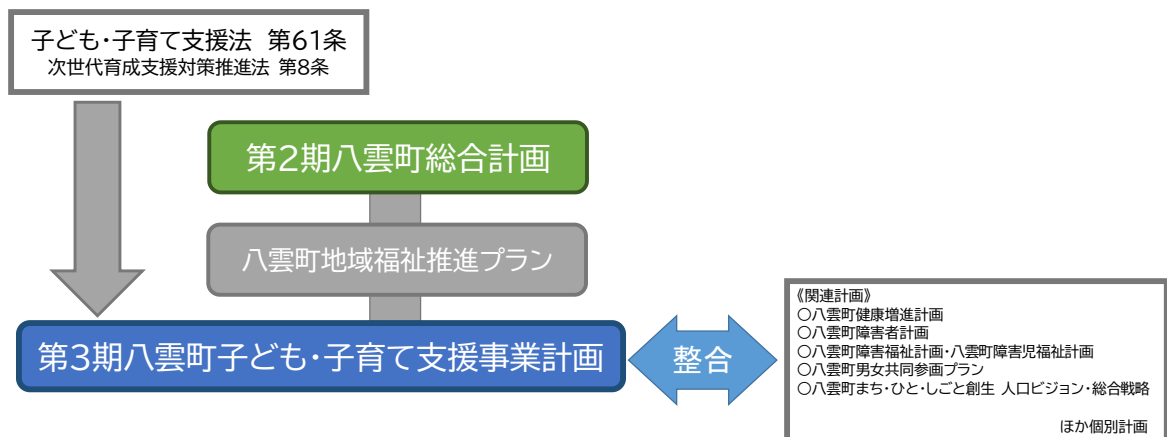


3 関連計画との関係

本計画は、本町における町政運営の基本方針である「第2期八雲町総合計画」の分野別計画として、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「八雲町地域福祉計画プラン」、関連計画である「八雲町健康増進計画」、「八雲町障害者計画」等と整合性を図り策定しています。

■関連計画との関係



4 計画の期間

第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う場合があります。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第2期八雲町 子ども・子育て支援事業計画		第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画					第4期八雲町 子ども・子育て支援事業計画	
	見直し				必要に応じ 見直し	見直し		

5 計画の対象

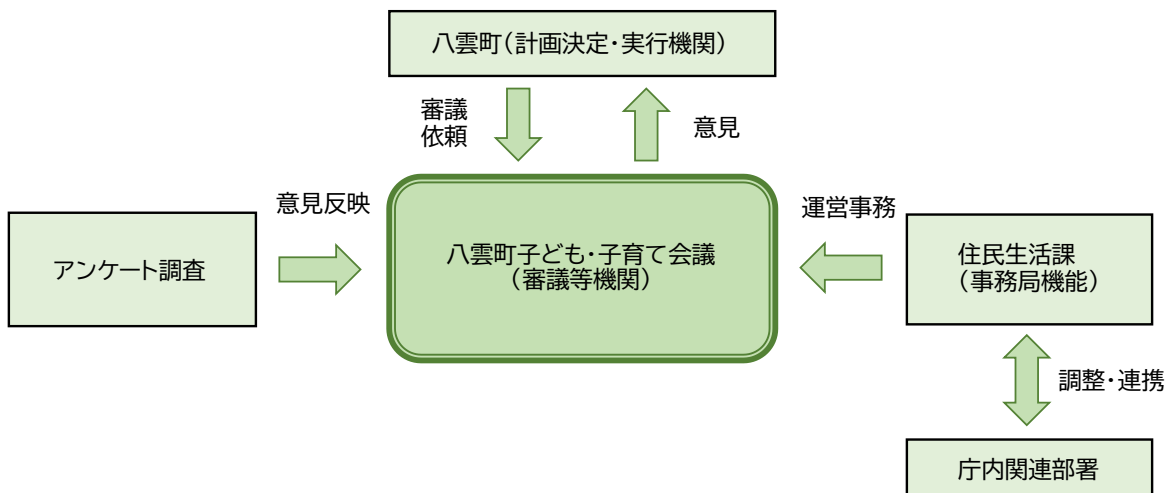
本計画は18歳未満の子どもを対象とし、就学前児童の教育・保育サービス及び小学生の放課後児童対策の需給計画に重点を置くとともに、児童虐待防止や子どもの安全対策など子育てに関連する施策も盛り込むものとします。

6 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「八雲町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■ 策定体制



(2) アンケート調査の実施

八雲町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■ 調査の実施概要

調査対象	令和5年12月1日現在 八雲町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員 ・就学前児童の保護者：486人 ・小学生の保護者：578人
調査期間	令和5年12月
調査方法	・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校による配布・インターネットによる回答 ・幼稚園、保育所、認定こども園を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配布・インターネットによる回答

■ 回収結果

	配布数	回収数	白票	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	486件	230	0	230件	47.3%
小学校児童の保護者	578件	320	0	320件	55.4%



第2章

子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の状況

(1)人口推移

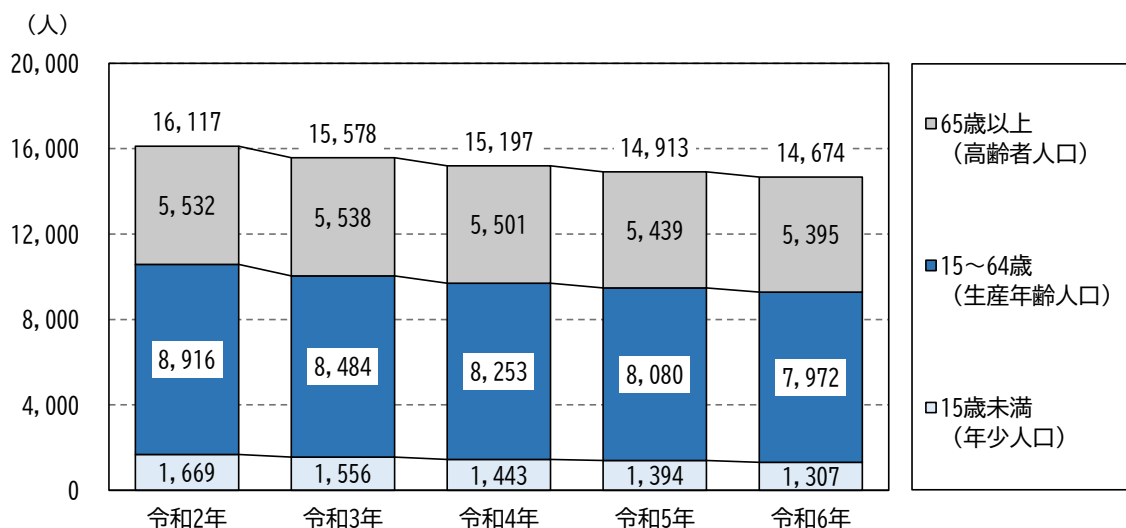
八雲町の人口は、減少傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、14,674人となっています。

年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口も、令和3年から令和4年にかけて減少に転じ、以降、減少傾向で推移しています。

また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進行しています。

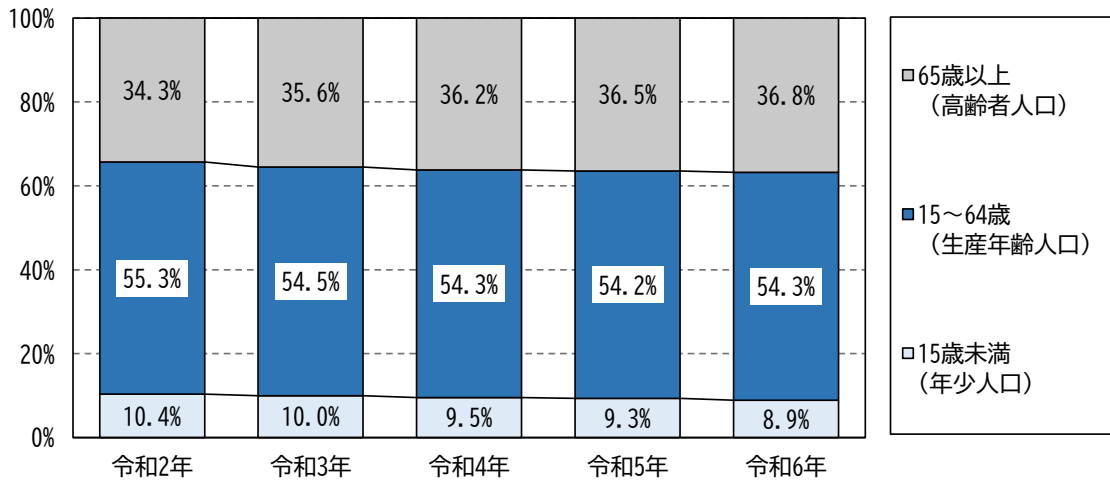
さらに、令和6年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。また、70歳から74歳の人口構成が最も多く、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、今後数年間で後期高齢者の大幅な増加が見込まれます。

■年齢3区分別人口



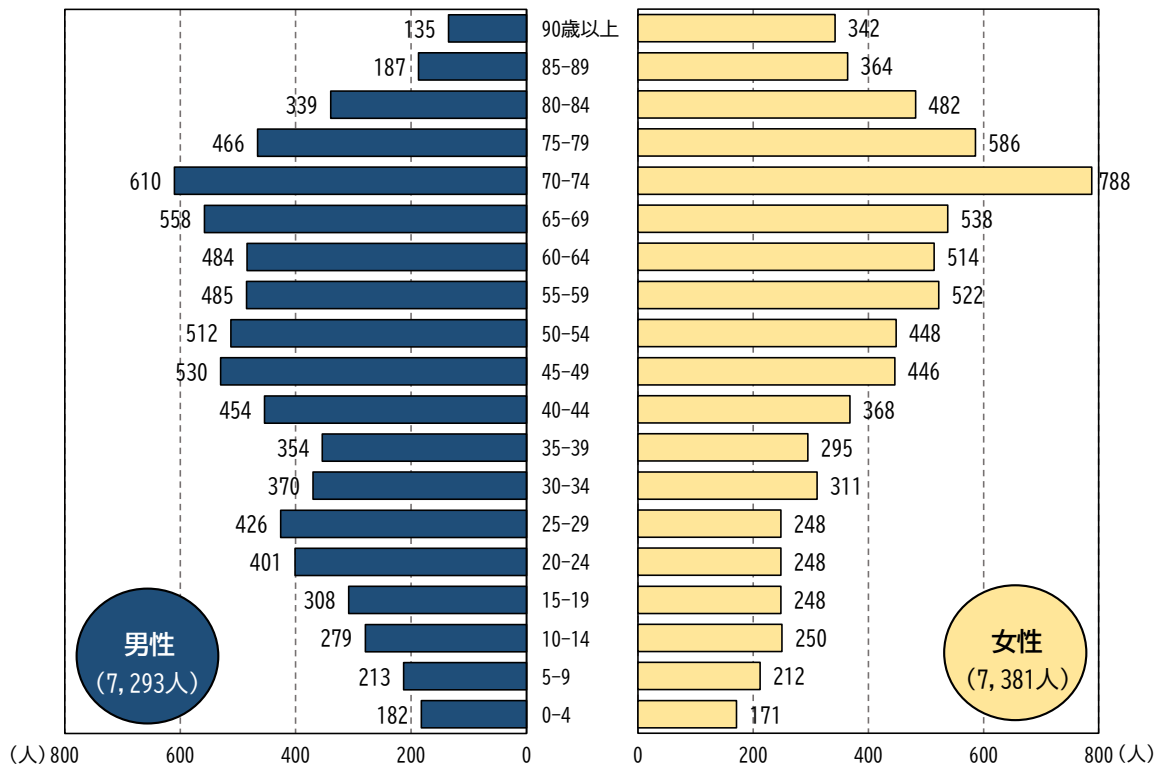
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

■年齢3区分別人口割合



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

■人口ピラミッド

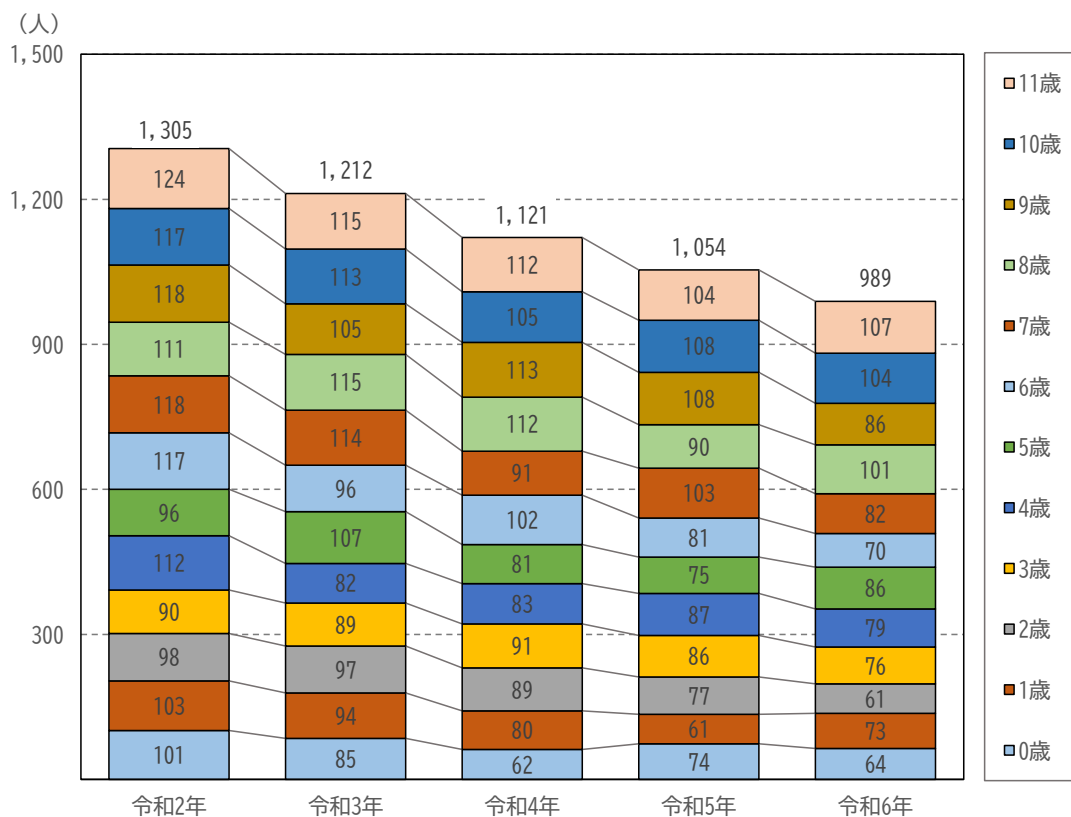


資料:住民基本台帳(令和6年3月31日現在)

(2) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年に1,305人であった児童数が、令和6年には989人となり、316人の減少となっています。

■ 児童人口



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(3)世帯の状況

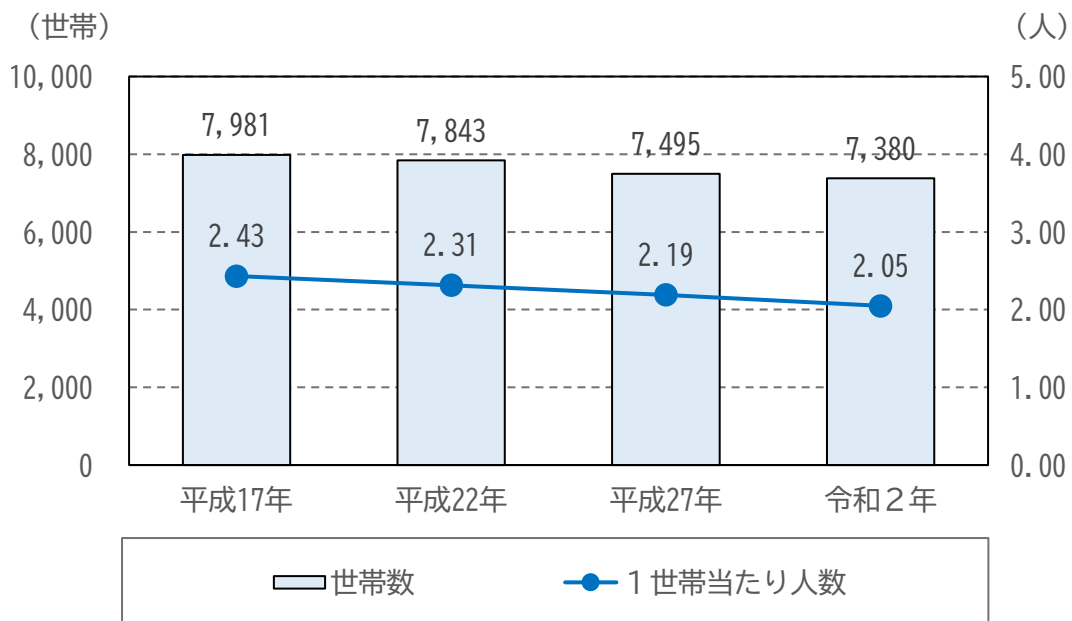
世帯の状況は、減少傾向で推移し、令和2年の世帯数は7,380世帯となっています。

また、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成17年から令和2年の間で0.38人減少しています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移しています。

また、母子・父子世帯は、母子世帯は減少傾向で推移し、父子世帯については増減はあるものの横ばい傾向で推移しています。

■世帯



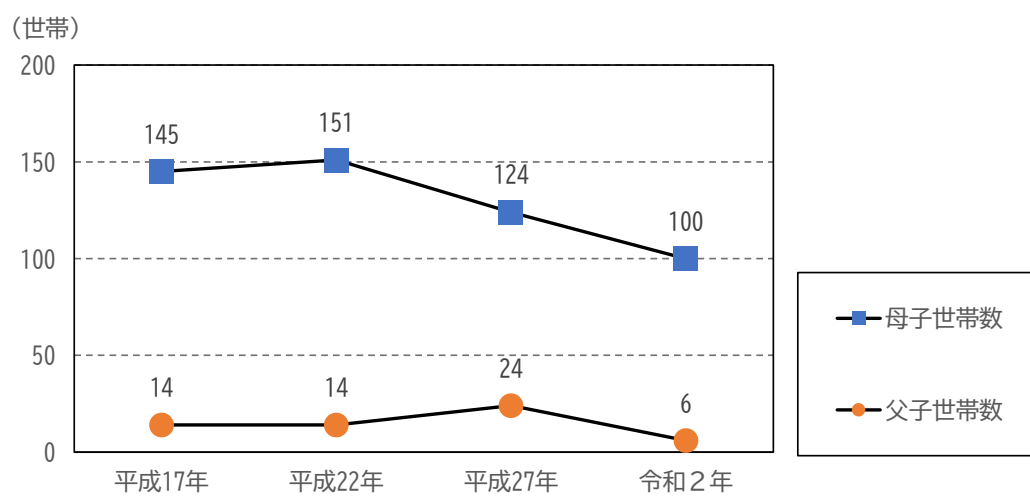
資料：国勢調査

■児童のいる世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	770	678	569	432
世帯人員	3,255	2,909	2,457	1,777
6歳未満の親族人員	1,031	895	767	568
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	1,906	1,648	1,353	1,091
世帯人員	7,949	6,748	5,431	4,369
18歳未満の親族人員	3,291	2,824	2,365	1,888

資料：国勢調査

■ 母子・父子世帯



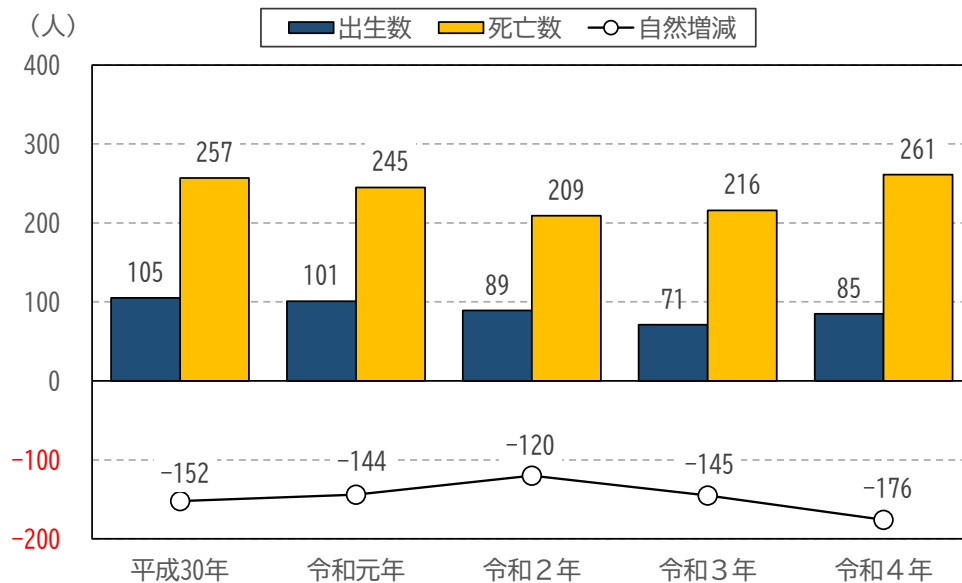
資料：国勢調査

(4)自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、増減はあるものの出生数、死亡数ともに横ばい傾向にあり、令和4年の自然増減は、マイナス176人となっています。

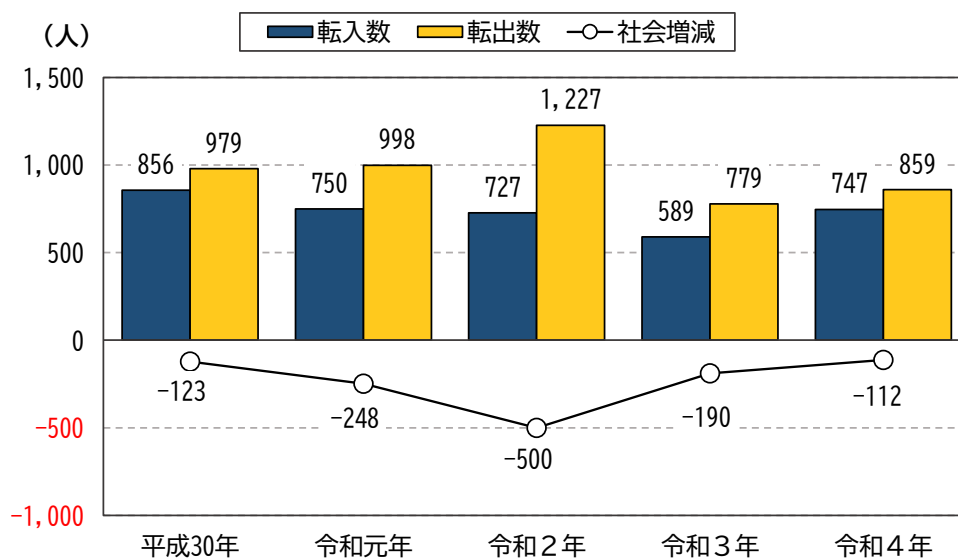
転入数と転出数の推移をみると、独立行政法人国立病院機構八雲病院の移転があり令和2年の転出が多くなりましたが、他の年では増減はあるものの転入数、転出数ともに横ばい傾向にあり、令和4年ではマイナス112人となっています。

■自然動態



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

■社会動態



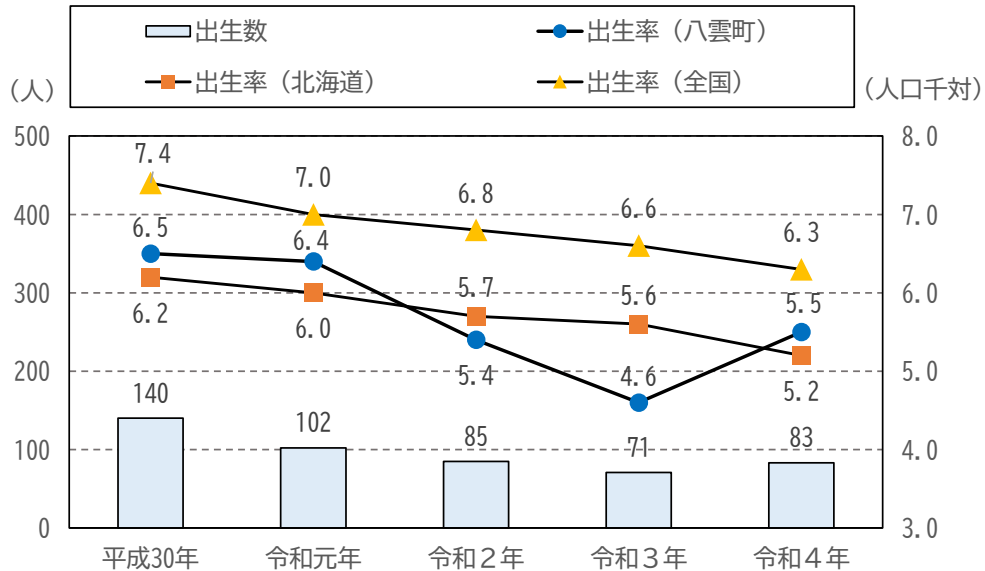
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(5)出生数・出生率

出生数は、令和3年まで減少傾向で推移していましたが、令和4年にかけて増加に転じ、令和4年の出生数は83人となっています。

また、出生率も同様の傾向にあります。

■出生数・出生率

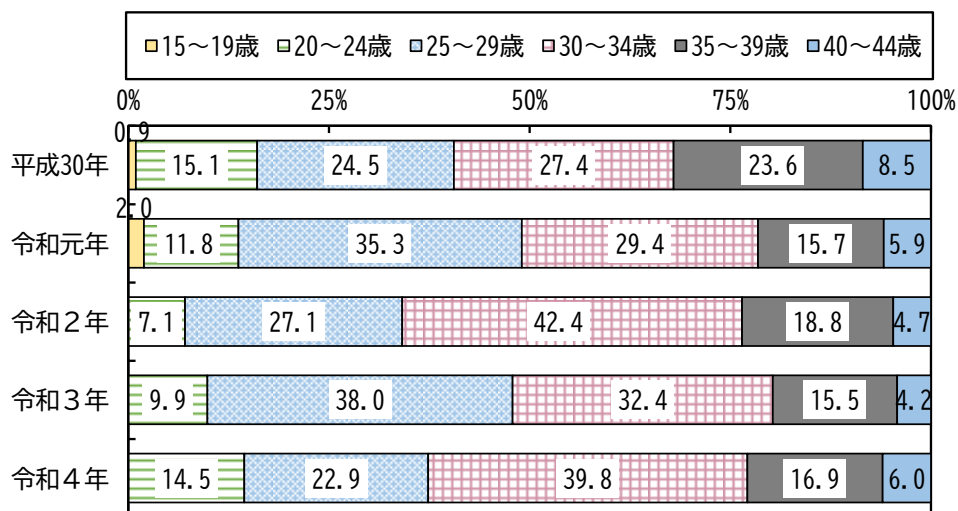


資料:北海道保健統計年報

(6)母親の年齢別出産割合

母親の出産年齢の状況は、概ね20歳代後半から30歳代前半に集中しています。

■母親の年齢別出産割合

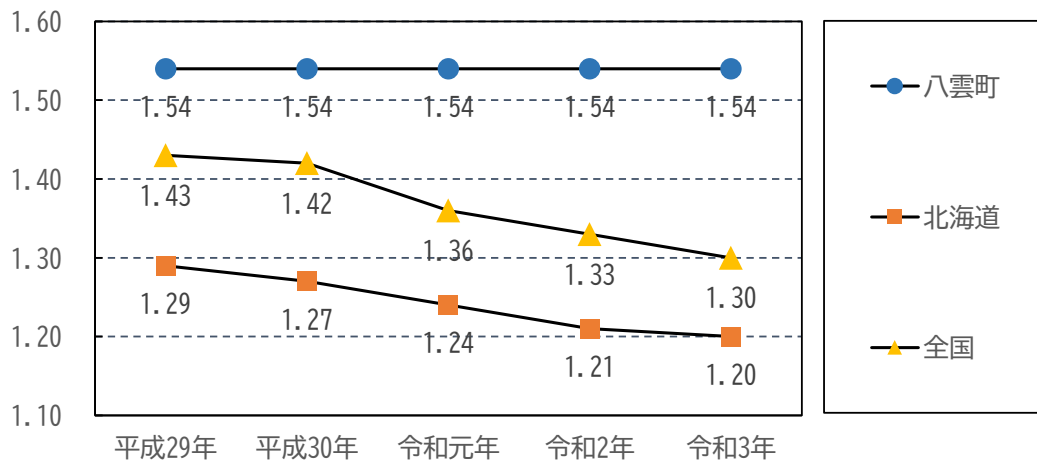


資料:人口動態統計

(7)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国、北海道より高い数値を維持し推移しており、令和3年では1.54となっています。

■合計特殊出生率



資料:地域保健情報年報

※合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

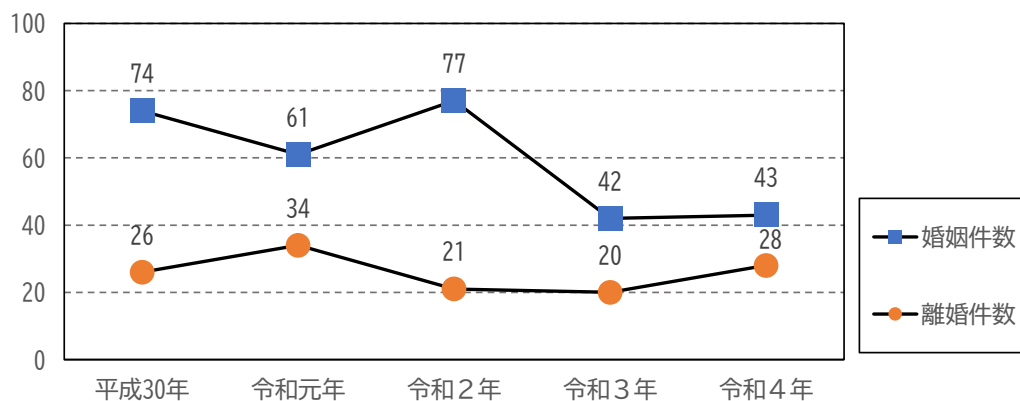
(8)婚姻・離婚

婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年では43件となっています。

一方、離婚件数は、横ばい傾向で推移し、令和4年では28件となっています。

■婚姻・離婚

(件)



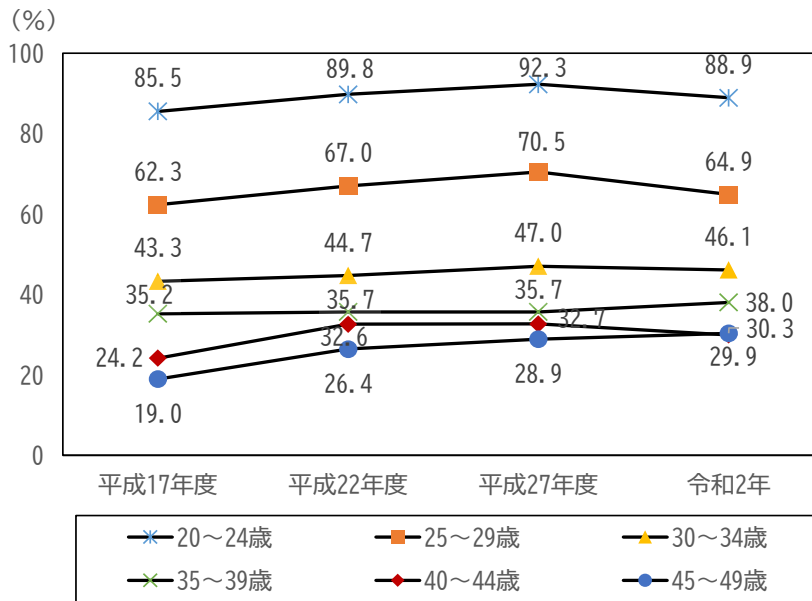
資料:北海道保健統計年報

(9)未婚率

男性の未婚率は、軒並み増加傾向で推移していましたが、平成27年から令和2年にかけては減少しています。

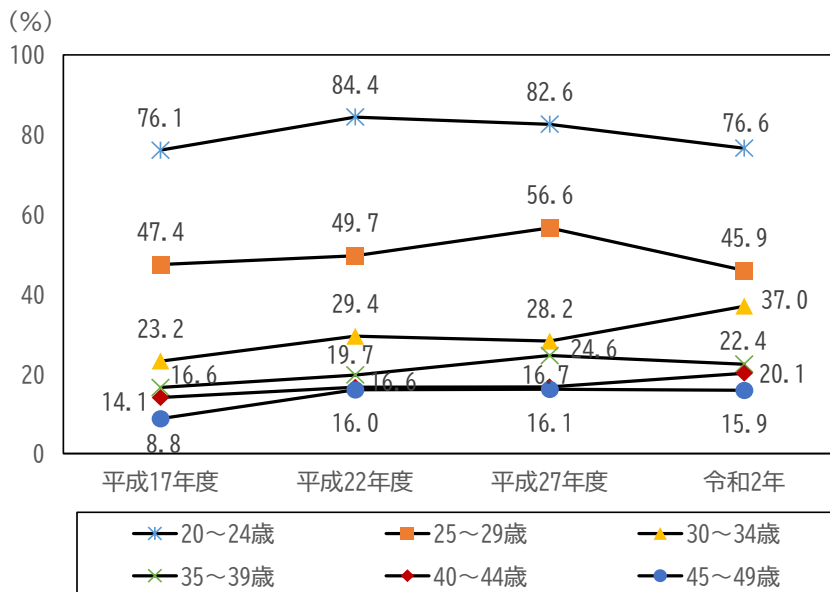
また、女性の未婚率は、30歳代から40歳代で未婚率の上昇がみられる中で、30～34歳の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料:国勢調査

■女性の未婚率



資料:国勢調査

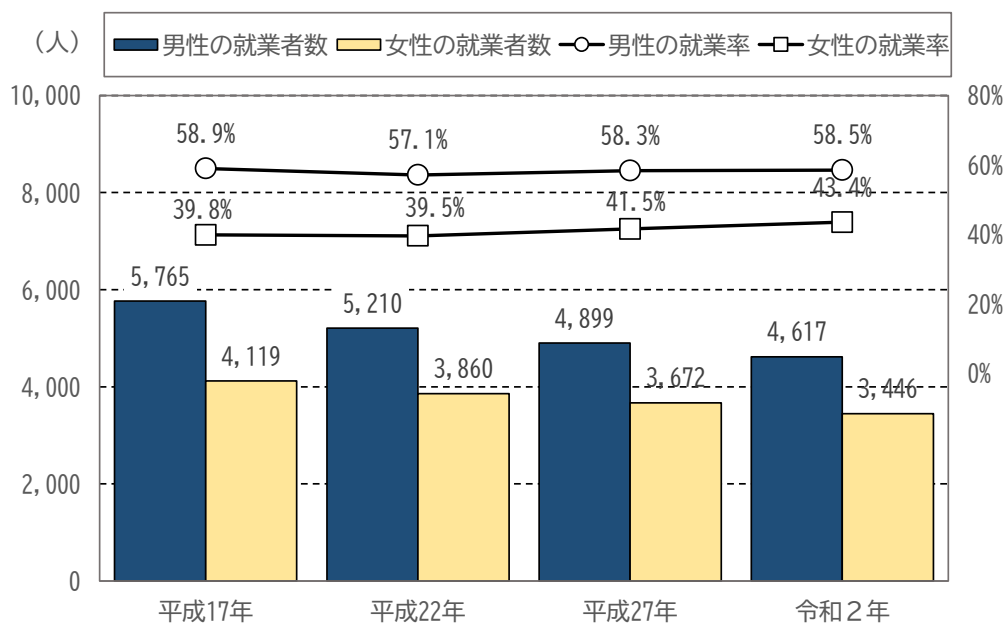
(10)就業状況

男女別にみた就業状況は、男性の就業率は横ばい傾向で推移し、女性の就業率は増加傾向となっています。

また、令和2年の国勢調査で従業上の地位をみると、男性に比べ女性はパート等（パート・アルバイト・その他）、家族従業者の割合が高くなっています。

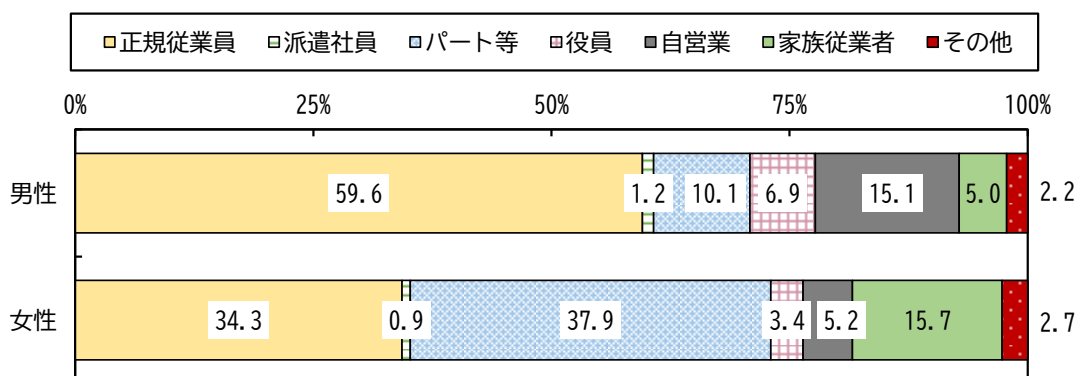
男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機に一旦仕事を辞めることによって低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、M字曲線を描くことが知られていますが、近年、M字型の落ち込みが浅くなってきており、20代から30代で未婚率の上昇や結婚・出産による離職が減少傾向にあります。

■男女別就業状況



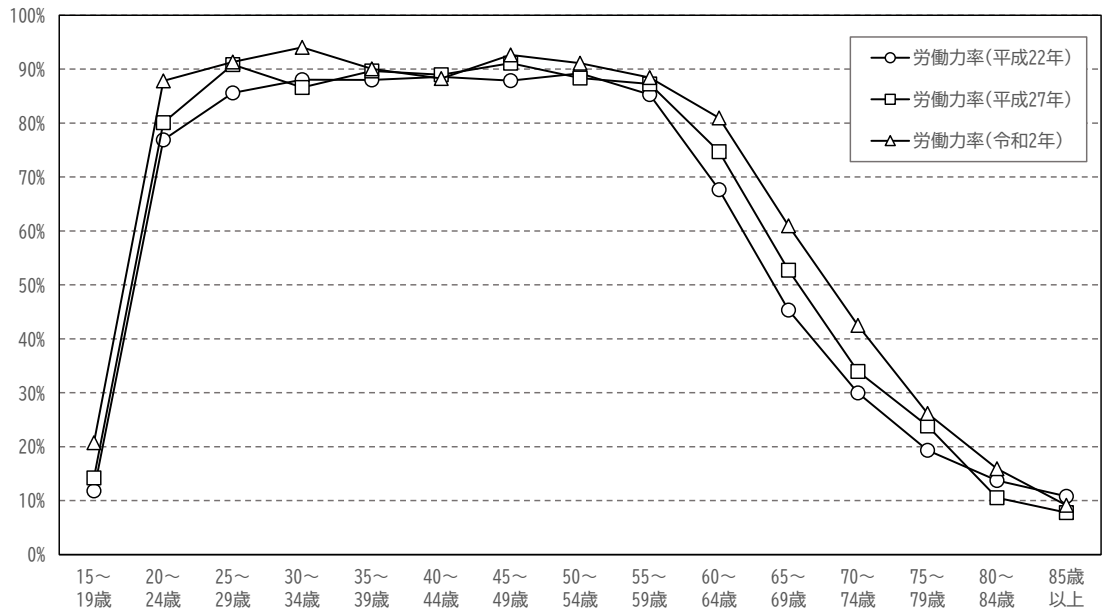
資料:国勢調査

■従業上の地位



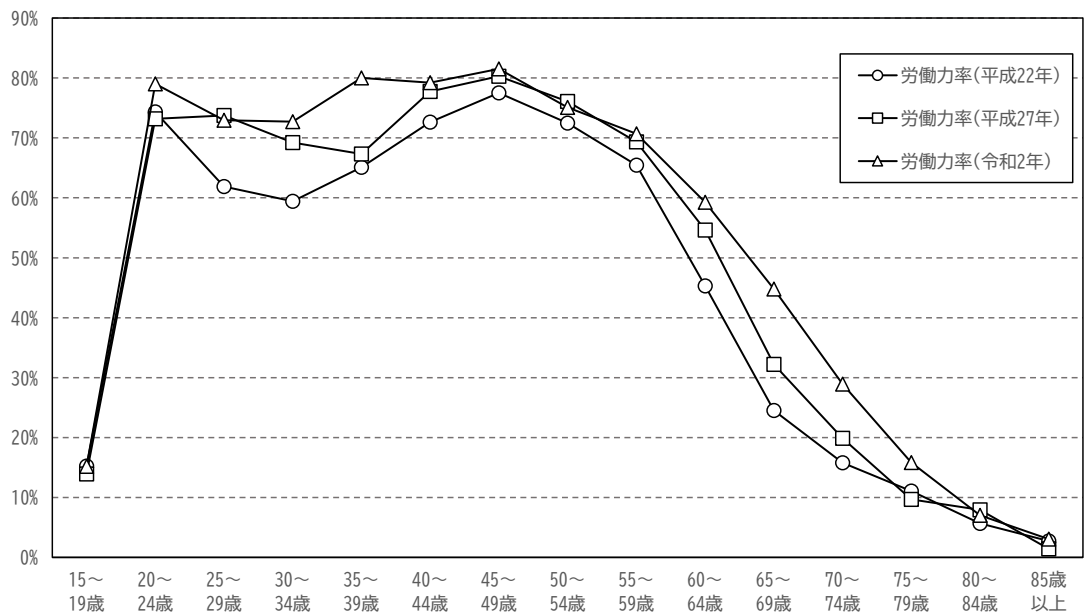
資料:国勢調査(令和2年)

■男女年齢別労働力率状況
(男性)



資料:国勢調査

(女性)



資料:国勢調査

2 子育て環境の状況

(1) 就学前児童の状況

令和6年5月1日における就学前児童の教育・保育施設の利用状況をみると、0歳は85.9%が保育施設を利用していませんが、1歳から年齢が高くなるにつれて教育・保育施設の利用割合が高くなり、3歳以上は90%以上が教育・保育施設を利用している状況です。

■就学前の子どもの現況

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
幼稚園	(人)	0	0	0	10	8	17	35
	(%)	0.0	0.0	0.0	12.8	10.1	19.3	7.9
認可保育所	(人)	5	28	26	29	44	37	169
	(%)	7.8	39.4	41.9	37.2	55.7	42.1	38.2
認定こども園	(人)	3	14	12	23	17	21	90
	(%)	4.7	19.7	19.4	29.5	21.5	23.9	20.4
認可外保育所	(人)	1	12	5	13	9	12	52
	(%)	1.6	16.9	8.1	16.7	11.4	13.6	11.8
自宅・その他	(人)	55	17	19	3	1	1	96
	(%)	85.9	24.0	30.6	3.8	1.3	1.1	21.7
合計	(人)	64	71	62	78	79	88	442
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:八雲町住民生活課(令和6年5月1日現在)

(2) 幼稚園の状況

本町には私立幼稚園が1園あり、令和6年5月1日現在で定員は60人、園児数は35人となっています。

■幼稚園の現況

施設名称		定員数(人)	学級数(クラス)	児童数(人)	教職員数(人)
私立	八雲幼稚園	60	4	35	8

資料:八雲町住民生活課(令和6年5月1日現在)

(3)認可保育所の状況

令和6年4月1日現在、本町には町立保育所が1園、私立保育所が3園あります。定員合計240人に対し、児童数は168人が入所しています。

■認可保育所の現況

施設名称		定員数(人)	組数(組)	児童数(人)	職員数(人)
町立	くまいし保育園	30	4	10	4
私立	国の子保育園	90	5	53	14
	なかよし保育園	90	7	78	17
	あかしゃ保育園	30	6	27	13
合計		240	22	168	48

資料:八雲町住民生活課(令和6年4月1日現在)

(4)認定こども園の状況

令和6年5月1日現在、本町には私立の認定こども園が1園あり、保育部分の定員45人に対し園児数が51人、教育部分の定員35人に対し園児数は39人となっています。

■認定こども園の現況

施設名称			定員数(人)	学級数(クラス)	児童数(人)	教職員数(人)
私立	認定こども園 八雲マリア幼稚園	保育	45	6	51	13
		教育	35	3	39	4

資料:八雲町住民生活課(令和6年5月1日現在)

(5)認可外保育所の状況

令和6年4月1日現在、本町には運営委員会による地域保育所が1園、病院職員のための院内保育所が1園あります。定員合計130人に対し、児童数は50人が入所しています。

■認可外保育所の現況

施設名称		定員数(人)	組数(組)	児童数(人)	職員数(人)
運営委員会	こぼと保育園	80	5	25	5
院内保育所	八雲総合病院内 たんぼぼ保育園	50	6	25	12
合計		130	11	50	17

資料:八雲町住民生活課(令和6年4月1日現在)

(6)小学校児童の状況

令和6年現在、小学校は7校あり、児童数は552人となっています。児童数の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて152人(21.6%)の減少となっています。

■小学校児童の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	8	7	7	7	7
学級数(クラス)	51	51	49	50	49
児童数(人)	704	653	627	587	552
教員数(人)	80	79	76	76	76

資料:八雲町教育委員会(各年5月1日現在)

(7)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

現在、放課後児童クラブは八雲地域に3箇所あり、定員が120人となっています。登録児童数は令和2年の157人から令和6年には119人となっており、38人(24.2%)減少しています。

■放課後児童クラブの状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(箇所)	3	3	3	2	3
定員数(人)	120	120	120	80	120
登録児童数(人)	157	149	141	125	119
職員数(人)	15	16	17	17	19

資料:八雲町住民生活課(各年4月1日現在)

■放課後児童クラブの利用児童数

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
どんぐりクラブ	7	6	3	3	6	0	25
わんぱくクラブ	9	10	12	4	3	2	40
さかえっ子クラブ	8	15	6	11	11	3	54
合計	24	31	21	18	20	5	119

資料:八雲町住民生活課(令和6年4月1日現在)

(8)放課後子ども教室の状況

本町では、八雲町地域教育力活性化推進協議会により「子どもわくわく教室」が八雲地域で開催されています。参加児童数は年によって変動していますが、令和5年度は延べ児童数で358人が参加しています。

■放課後子ども教室の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施地区(地区)	0	0	1	1	1
実施箇所数(箇所)	0	0	1	1	1
開催回数(回)	0	0	12	18	-
延べ児童数(人)	0	0	135	358	-
職員数(人)	12	12	10	10	12

資料:八雲町教育委員会

(9)障がいのある子どもの状況

子ども発達支援センターへの相談内容は多岐にわたり、子どもに係る関係機関との情報共有を行うことで、相談支援件数は増加傾向が見られます。相談支援件数は、令和3年度以降大幅に増加し、令和5年度では1,852件となっています。

令和6年4月1日現在、就学前児童の教育・保育施設では、保育所で2人、幼稚園で4人、児童発達支援で10人の計16人の障がいのある子どもの受け入れを行っています。

小学校では特別支援学級が15クラス設置され、34人の児童が利用しており、中学校では特別支援学級が7クラスで17人の生徒が利用しています。

障がいのある子どもの放課後の居場所としては、放課後児童クラブで1人を受け入れているほか、放課後等デイサービスにおいて48人の受け入れを行っています。

■子ども発達支援センターへの相談支援件数

支援内容	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉サービスの利用等に関する支援	128	40	50	70	240
障害や病状の理解に関する支援	149	156	368	444	428
健康・医療に関する支援	16	7	150	144	199
不安の解消・情報安定に関する支援	5	2	94	66	157
保育・教育に関する支援	96	33	322	451	460
家族関係・人間関係に関する支援	5	0	101	162	251
家計・経済に関する支援	1	0	4	7	24
生活技術に関する支援	0	0	2	0	4
就労に関する支援	0	0	0	16	18
社会参加・余暇活動に関する支援	0	0	1	0	3
権利擁護に関する支援	0	0	0	0	0
その他	41	76	8	37	68
合計	441	314	1,100	1,397	1,852

資料：八雲町子ども発達支援センター

■障がいのある子どもの受け入れ状況

施設	受け入れ人数（人）	
	障がいのある子ども	医療的ケア児
保育所	2	0
幼稚園	4	0
認定こども園	0	0
児童発達支援	10	0
合計	16	0

資料：八雲町住民生活課、保健福祉課（令和6年4月1日現在）

■特別支援学級等の状況

学校	特別支援学級数 （クラス）	特別支援児童・生徒数 （人）
小学校	15	34
中学校	7	17

資料：八雲町教育委員会（令和6年5月1日現在）

■放課後の居場所の状況

学校	障がいのある子どもの受け入れ人数（人）
放課後児童クラブ	1
放課後等デイサービス	48

資料：八雲町住民生活課、保健福祉課（令和6年5月1日現在）

(10)子育て支援センターの活動状況

八雲町の子育て支援センターでは次のような活動を行っています。

■令和5年度 子育て支援センター活動実績

活動	回・件数	活動の概要
一般開放	年243回	<ul style="list-style-type: none"> ・開放時間9:00～16:30 月曜日～金曜日 ・休館 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/3） ・乳幼児と保護者へあそび場を提供 ・小中学生、高校生へ放課後や休日の自由な活動の場を提供
子育て相談等	63件	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、情報提供（子育てサークルについて）などの相談対応
子育てサロン	年30回	<ul style="list-style-type: none"> ・6月から翌年3月まで 毎週火曜日10:00～11:30 ・子育て情報提供、遊び提供、子育て仲間づくり
あそびの広場	年6回	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児～入園前児対象 10:00～11:30 ・子育て支援、ボランティア交流、遊びのアイデア提供
なかよし広場	4回	<ul style="list-style-type: none"> ・山崎地域、落部地域 10:00～11:30 ・地域に出向いて子育て支援、遊びのアイデア提供
スマイル育児教室	年6回	<ul style="list-style-type: none"> ・入園前児対象 10:00～11:30 ・家庭ではできない活動の提供、ボランティアとの交流、遊びのアイデア提供
えほんの広場	年12回	<ul style="list-style-type: none"> ・えほんの広場：月1回 11:00～11:30 ・遊戯室にて一般開放利用者に、絵本・紙芝居、手遊びを提供
乳幼児健診へ参加	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月児健診、1歳6か月児健診で子育て支援サービスの紹介、子育てについて相談受付
ほっとママの会へ参加	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・1回、金曜日 10:00～12:00 1～3か月の赤ちゃんとお母さん対象 ・町内の子育て支援サービスの紹介、手遊び・製作紹介、託児
子育てボランティアの育成、連携	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポート「たっち」の紹介、問い合わせ等対応、育児教室やサロン、広場で連携
子育てサークルの育成と支援	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル運営助成金交付、あそびの講習会（年1回）、遊具・絵本等の貸し出し（1サークル40回）、講師依頼や施設情報の提供
子ども・若者支援	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合相談窓口」来所・電話・メール相談を実施 ・不登校・ひきこもり等の支援について関係機関との連携及び調整を行い必要な支援を行う。 ・子ども・若者講演会等の開催 ・ホッとサロン（不登校の子の保護者の会）を月1回実施
虐待の発見要保護児童の支援	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談窓口 週5日（月曜日～金曜日） ・相談（随時）・訪問・ケース会議（必要時） ・要保護児童対策連絡協議会代表者会議開催（年1回） ・おや？おや？安心サポートシステム事業実施（各園）
子育て情報の発信	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブック（転入時、新生児訪問時配布）で町内の子育て情報を提供 ・町ホームページ、LINE（随時更新）で利用案内、事業の開催案内、活動紹介

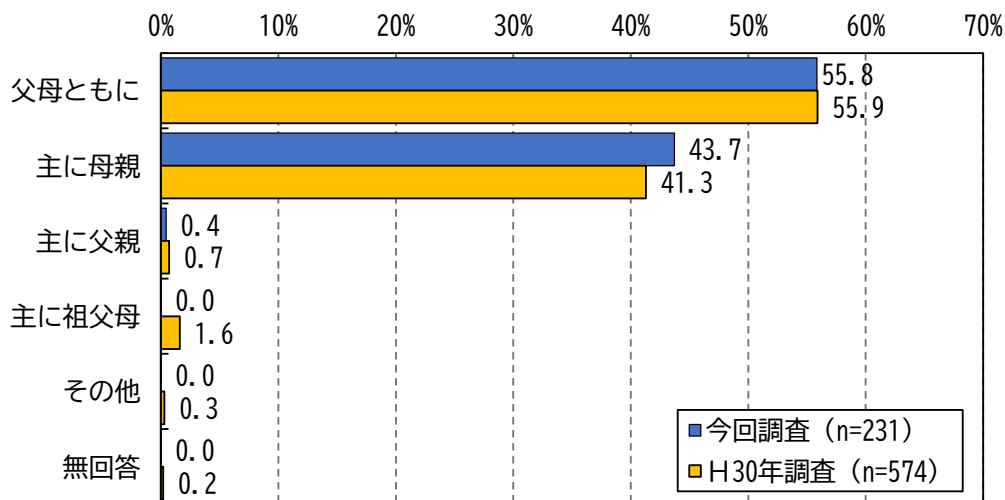
3 アンケート調査結果

(1)子育てを主に行っている人

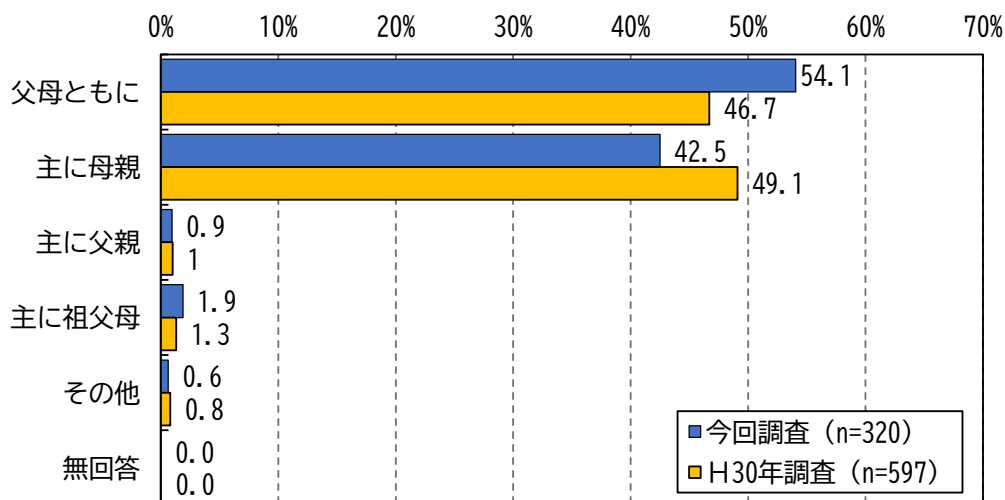
就学前児童の保護者で主に子どもの世話をしている人は、「父母ともに」が 55.8%で最も多く、次いで「主に母親」(43.7%)で続いています。

また、小学生の保護者は「父母ともに」が 54.1%で最も多く、次いで「主に母親」(42.5%)で続いています。

■子育てを主に行っている人(就学前児童)



■子育てを主に行っている人(小学生)

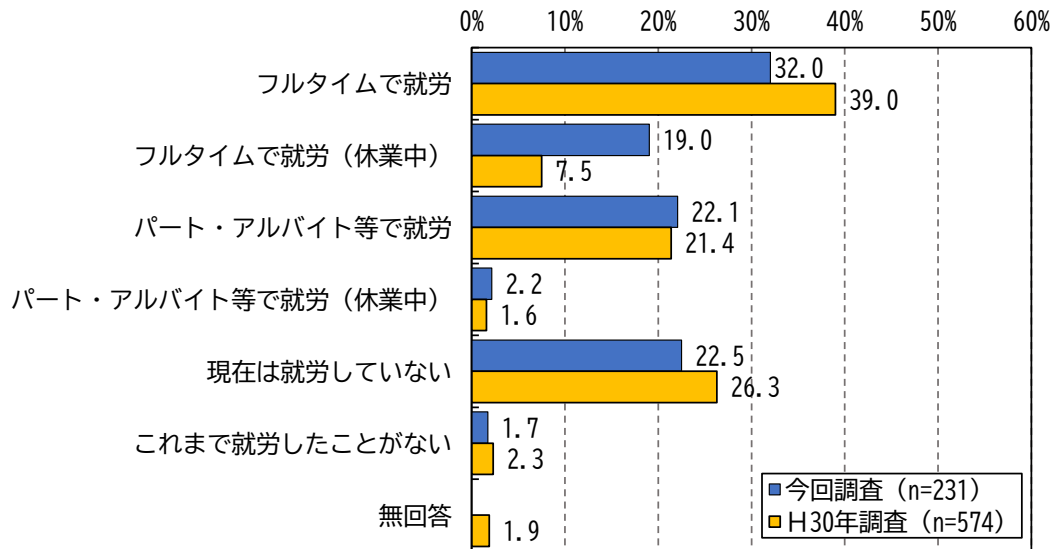


(2)母親の就労状況

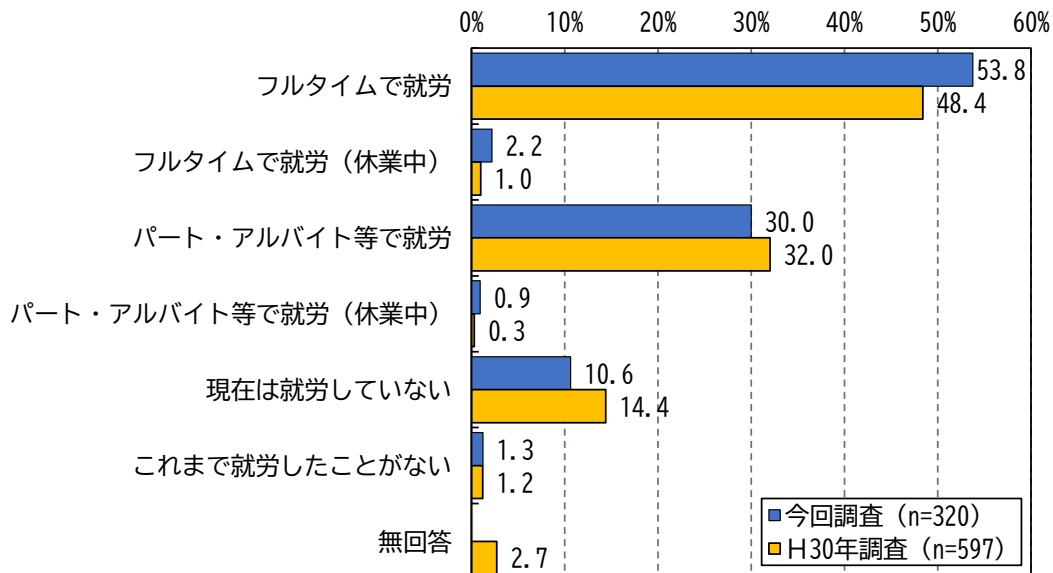
就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで就労」が32.0%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が22.5%で続いています。

また、小学生の保護者は、「フルタイムで就労」が53.8%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労」が30.0%で続いています。

■母親の就労状況(就学前児童)



■母親の就労状況(小学生)

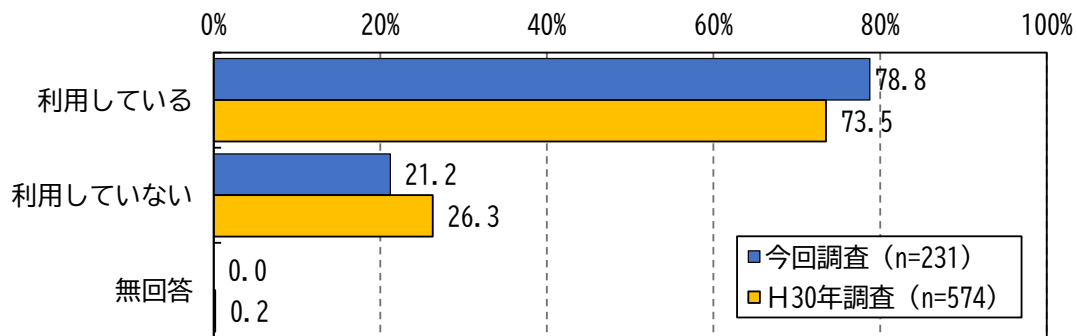


(3)現在の教育・保育施設の利用状況

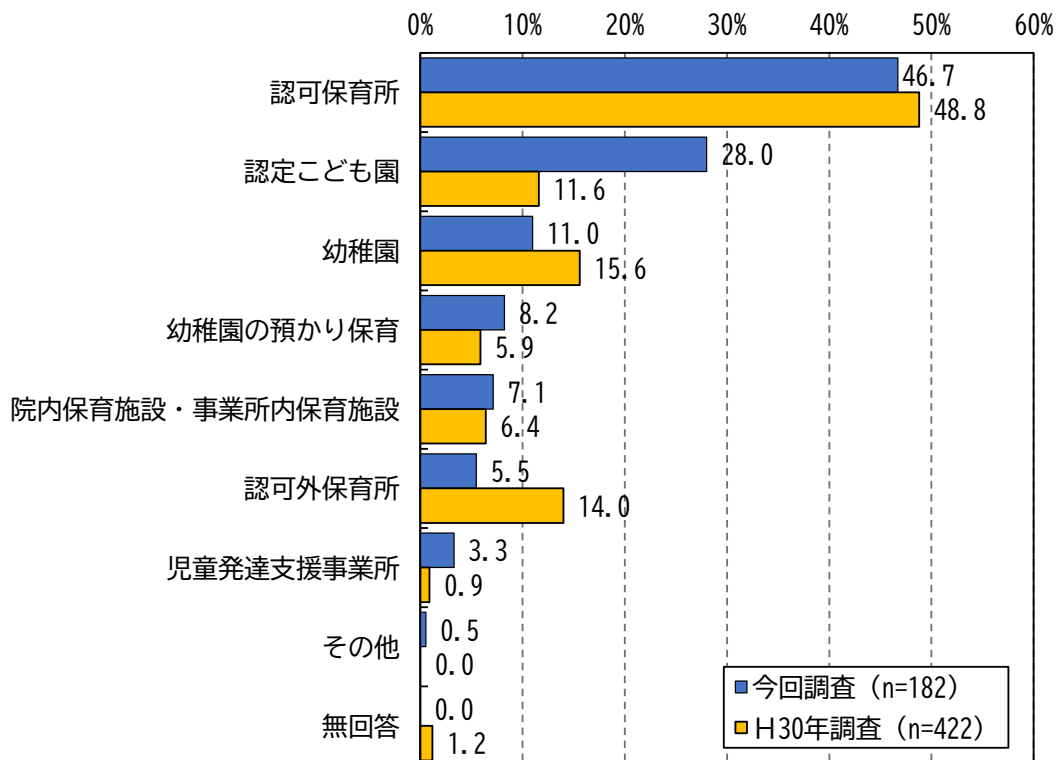
現在、教育・保育施設を「利用している」人は78.8%で、H30年調査と比べると5.3ポイント増加しています。

利用している教育・保育施設の中では、「認可保育所」が約半数を占め、次いで「認定こども園」(28.0%)、「幼稚園」(11.0%)と続いています。また、H30年調査との比較では、「認定こども園」が16.4ポイント多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用有無(就学前児童)



■利用している教育・保育事業の種類(就学前児童)(複数回答)

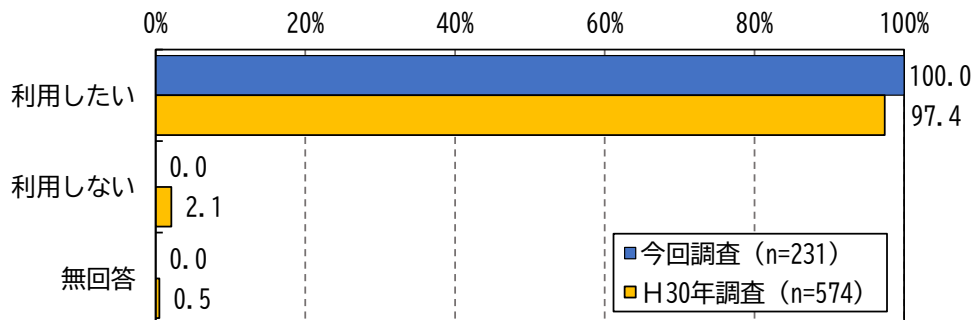


(4)教育・保育施設の利用意向

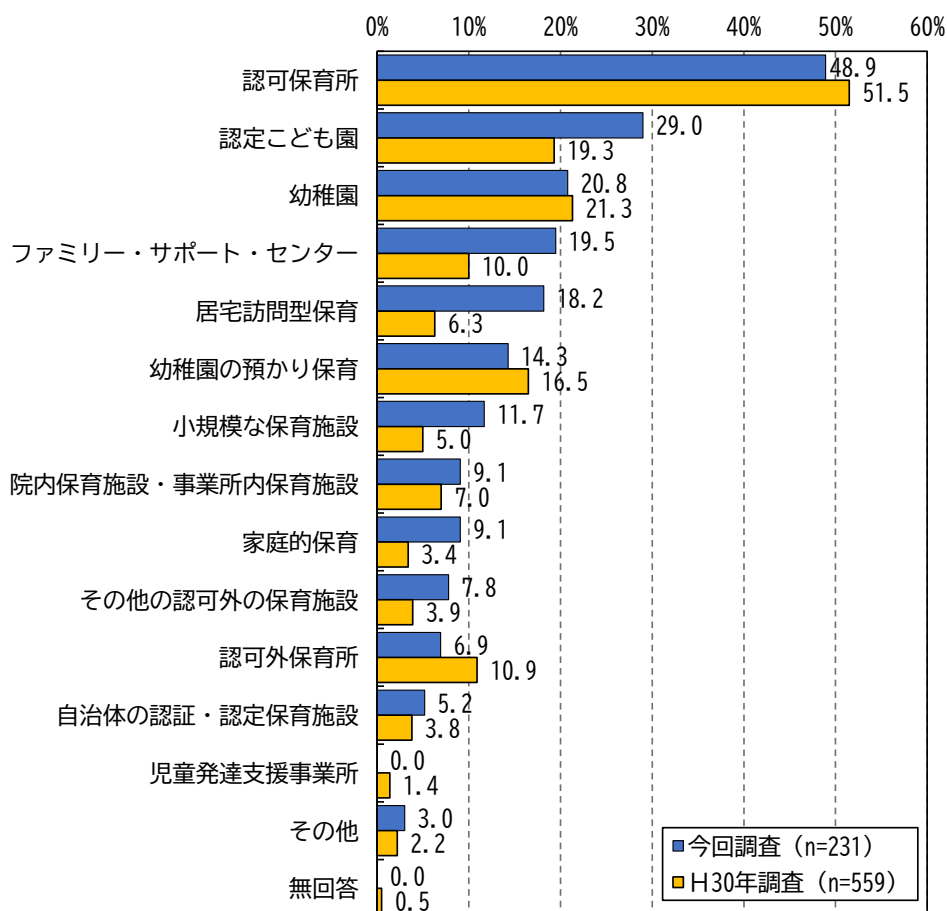
今後の教育・保育施設の利用意向は、「利用したい」が100.0%で、すべての人に教育・保育施設の利用意向がある状況です。

利用したい教育・保育施設は、現在の利用状況と同様に「認可保育所」が約半数を占め、次いで「認定こども園」(29.0%)、「幼稚園」(20.8%)と続いています。また、H30年調査との比較では、「認定こども園」が大幅に増加していますが、その他「ファミリー・サポート・センター」、「居宅訪問型保育」の利用意向も高くなっています。

■教育・保育施設の今後の利用意向(就学前児童)



■利用したい教育・保育施設の種類(就学前児童)(複数回答)

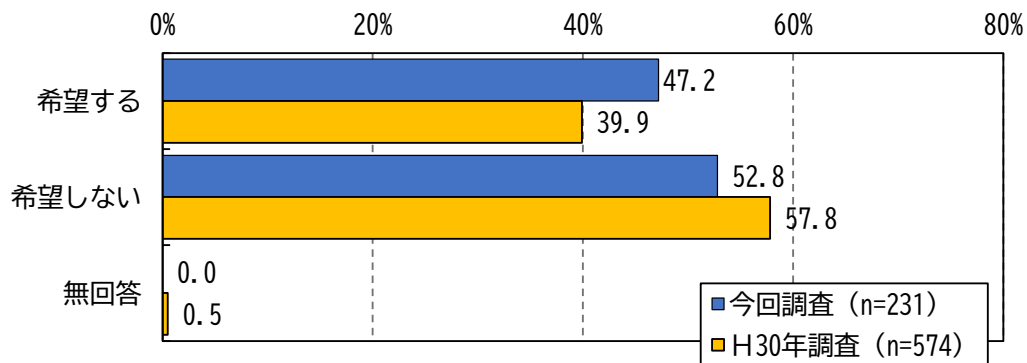


(5)一時預かり等の利用意向

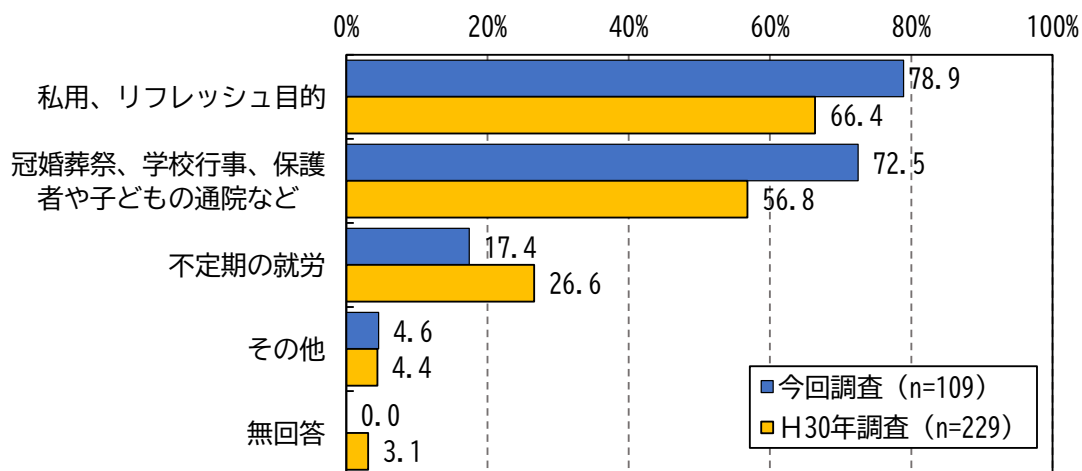
今後の一時預かり等の利用を「希望する」人は 47.2%で、H30 年調査と比べて 7.3 ポイント増加しています。

一時預かり等を利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」(78.9%)、「冠婚葬祭、学校行事、保護者や子どもの通院など」(72.5%)の割合が高くなっており、H30 年調査と傾向は大きく変わりません。

■今後の一時預かり等の利用希望(就学前児童)



■一時預かり等を利用する理由(就学前児童)(複数回答)

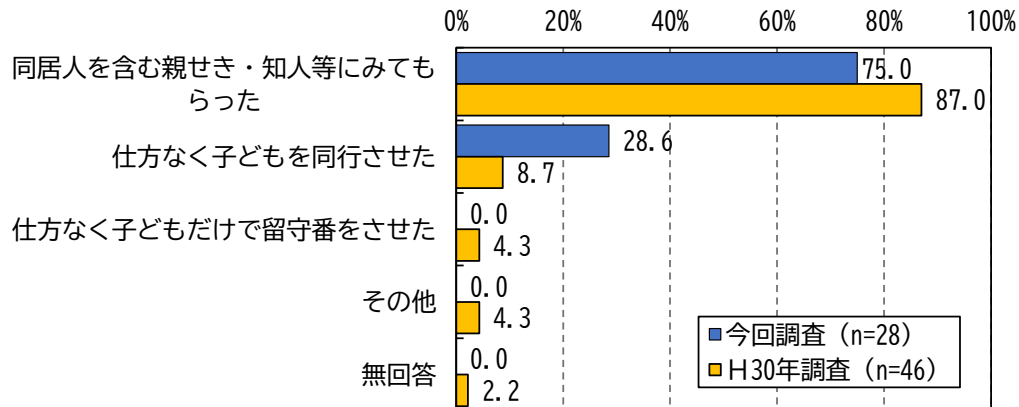


(6)子どもを泊まりがけで預けなければいけなかった場合の対処方法

子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあった人の対処方法は、「親せき・知人等にみてもらった」が75.0%を占めています。

H30年調査との比較では、「仕方なく子どもを同行させた」が19.9ポイント多くなっています。

■子どもを泊まりがけで預けなければいけなかった場合の対処方法(就学前児童)(複数回答)

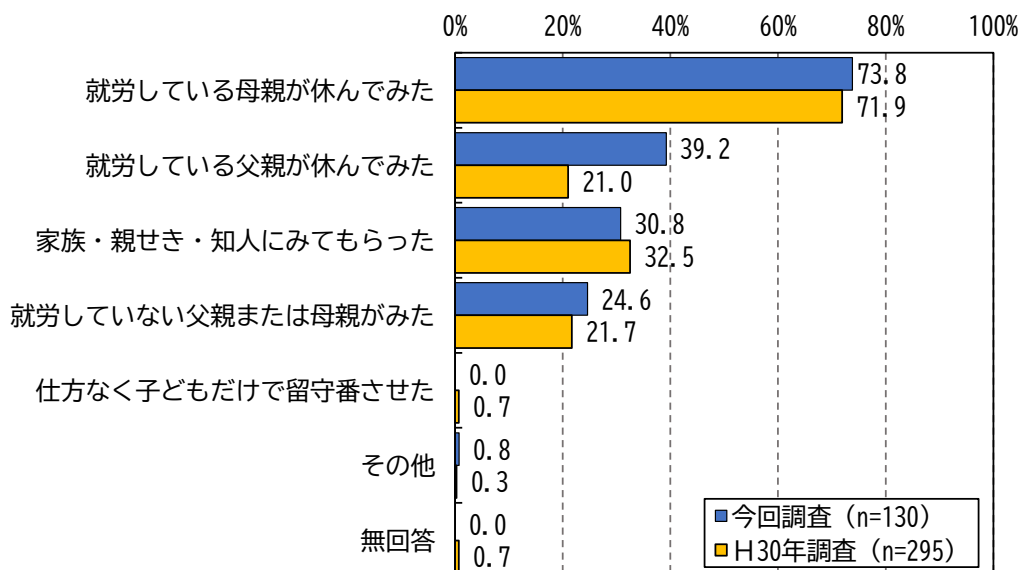


(7)子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できないときの対処方法

子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できなかったことがあった人の対処方法は、「就労している母親が休んでみた」が73.8%を占めています。

H30年調査との比較では、「就労している父親が休んでみた」が18.2ポイント多くなっています。

■子どもが病気やけがで幼稚園・保育所等を利用できないときの対処方法(就学前児童)(複数回答)

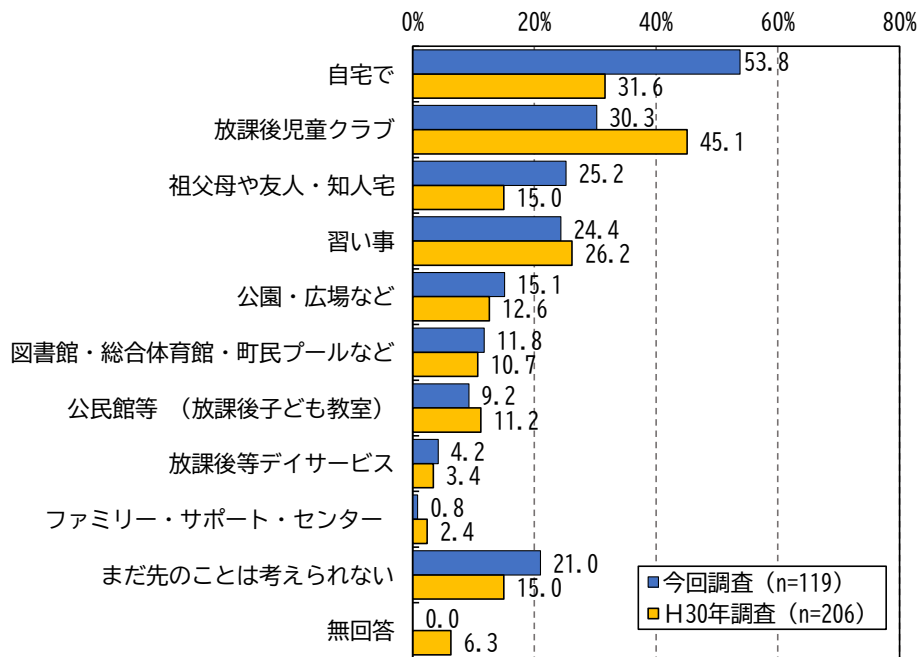


(8)子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

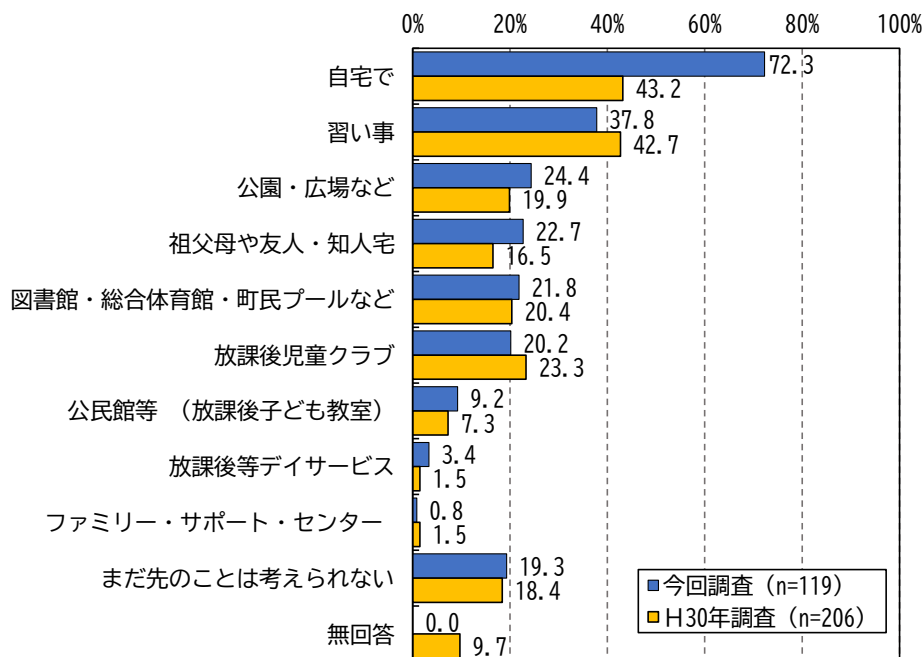
小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が 53.8%で最も多く、H30年調査と比べて 22.2 ポイント高くなっています。

また、小学校高学年の間、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が 72.3%で最も多く、H30年調査と比べて 29.1 ポイント高くなっています。

■低学年の間、放課後に過ごさせたい場所(就学前児童)(複数回答)



■高学年の間、放課後に過ごさせたい場所(就学前児童)(複数回答)

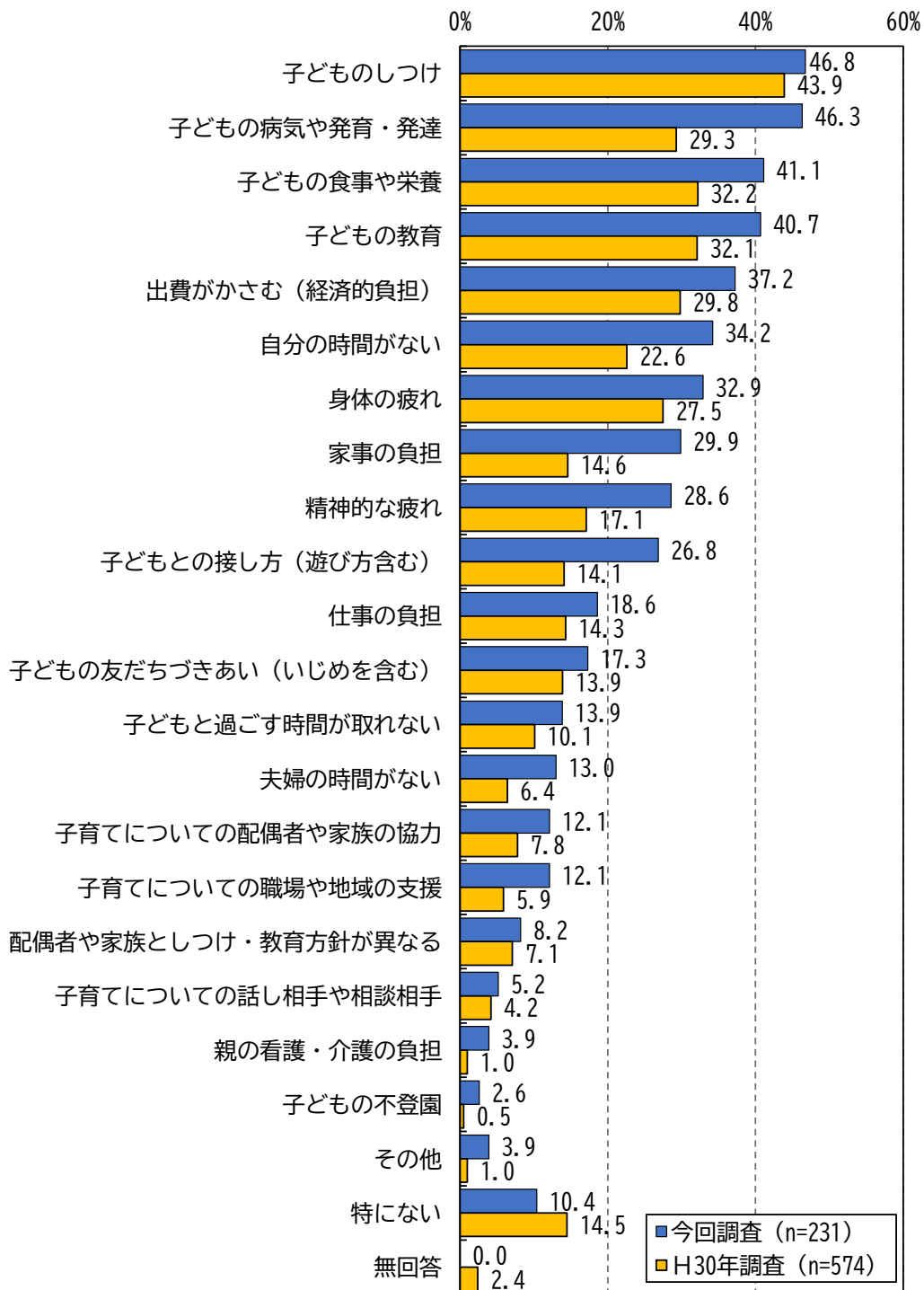


(9)子育てに関する悩み

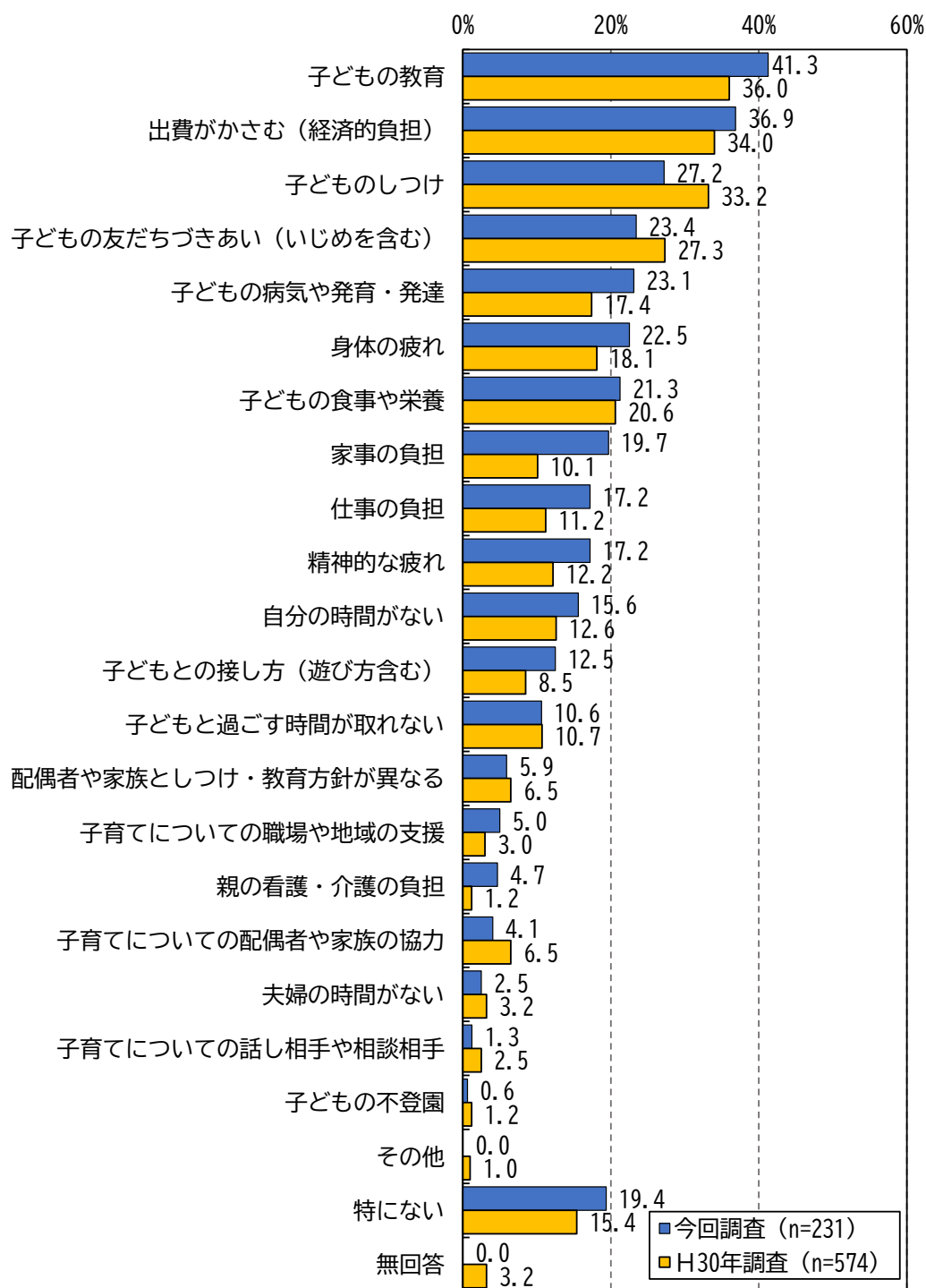
就学前児童の保護者の子育て・教育に関する悩みは、「子どものしつけ」が46.8%で最も多く、次いで「子どもの病気や発育・発達」(46.3%)、「子どもの食事や栄養」(41.1%)、「子どもの教育」(40.7%)が続いています。

小学生の保護者は「子どもの教育」が41.3%で最も多く、次いで「出費がかさむ(経済的負担)」(36.9%)、「子どものしつけ」(27.2%)が続いています。

■子育てに関する悩み(就学前児童)(複数回答)



■子育てに関する悩み(小学生)(複数回答)

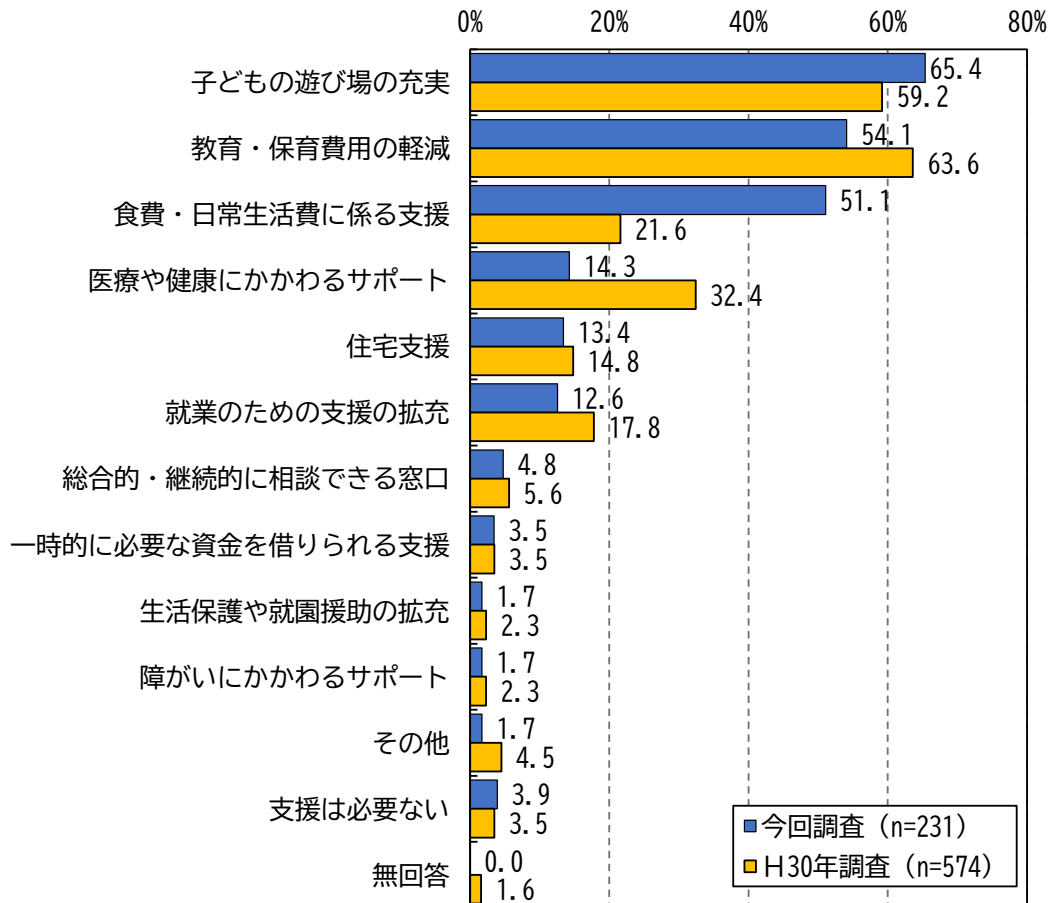


(10)保護者が必要としている支援

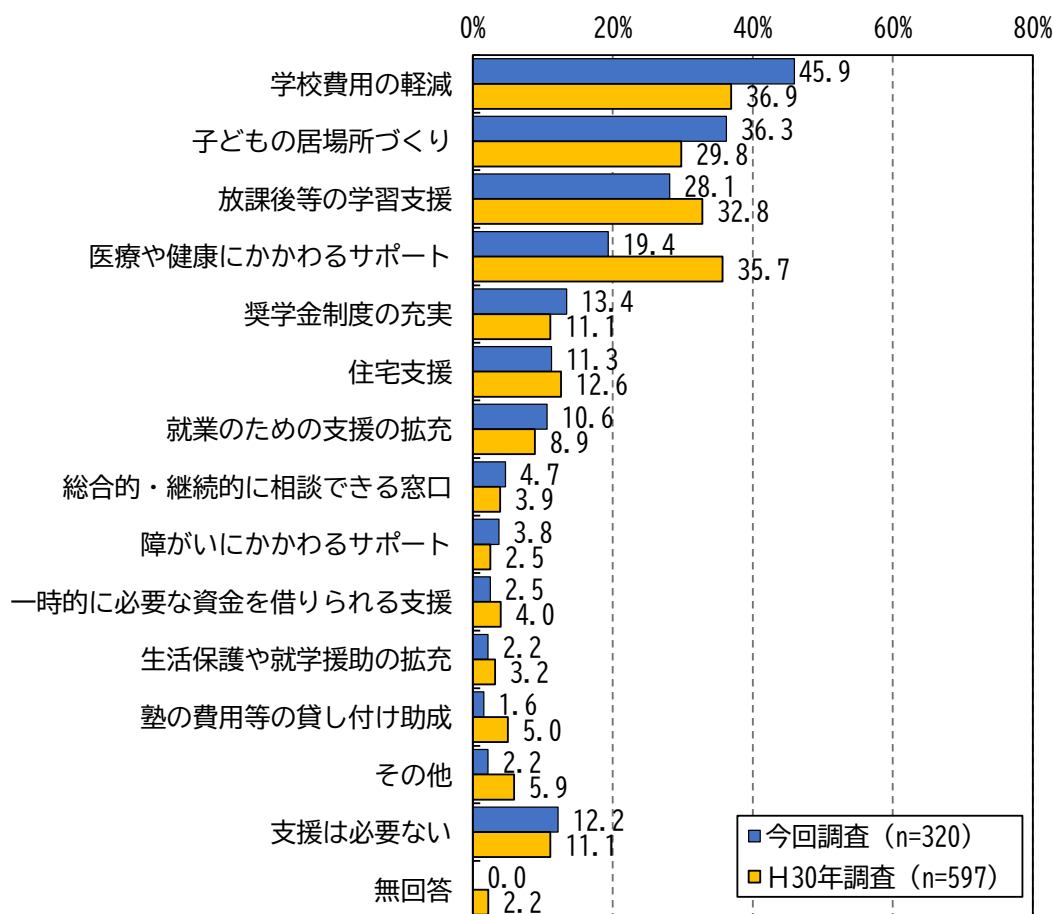
就学前児童の保護者が現在必要としている支援は、「子どもの遊び場の充実」(65.4%)、「教育・保育費用の軽減」(54.1%)、「食費・日常生活費に係る支援」(51.1%)が上位回答となっています。

小学生の保護者は「学校費用の軽減」(45.9%)が最も多く、次いで「子どもの居場所づくり」(36.3%)、「放課後等の学習支援」(28.1%)と続いています。

■保護者が必要としている支援(就学前児童)(複数回答)



■保護者が必要としている支援(小学生)(複数回答)

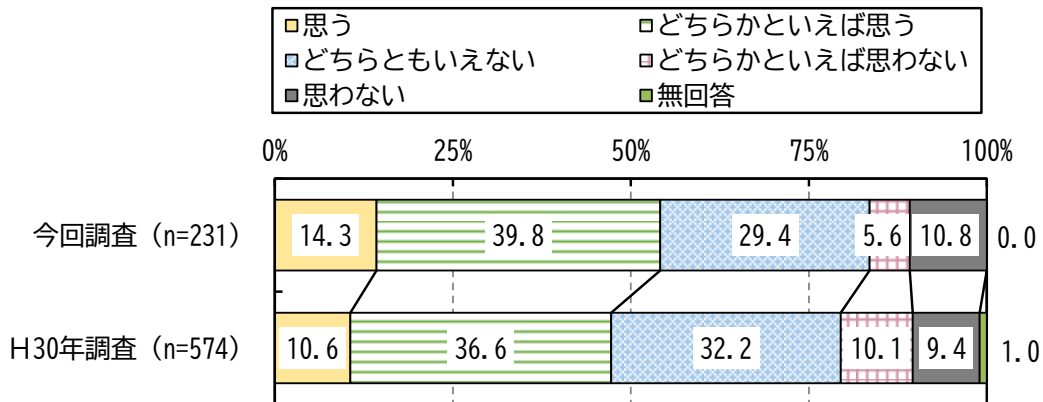


(11)本町の子育て・教育のしやすさ

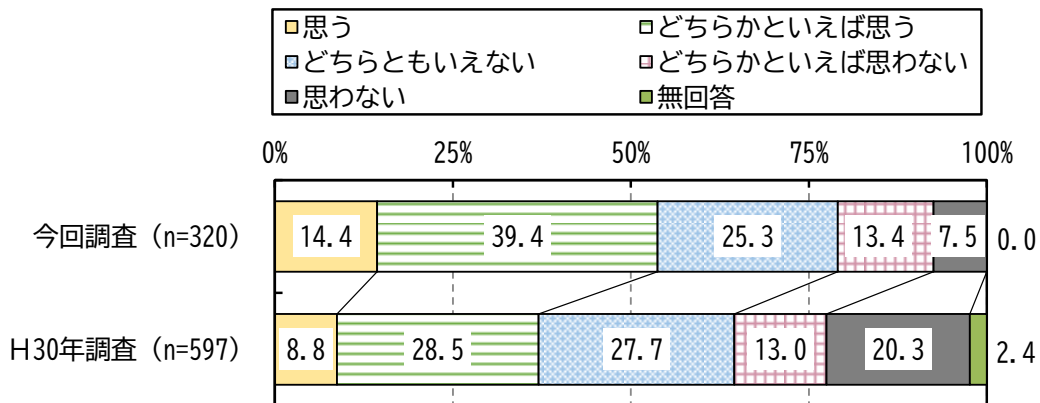
就学前児童の保護者で、子育て・教育のしやすい町だと「思う」「どちらかといえば思う」の合計は54.1%で、H30年調査の47.2%を上回る結果となっており、子育て・教育のしやすさは改善されてきていると考えられます。

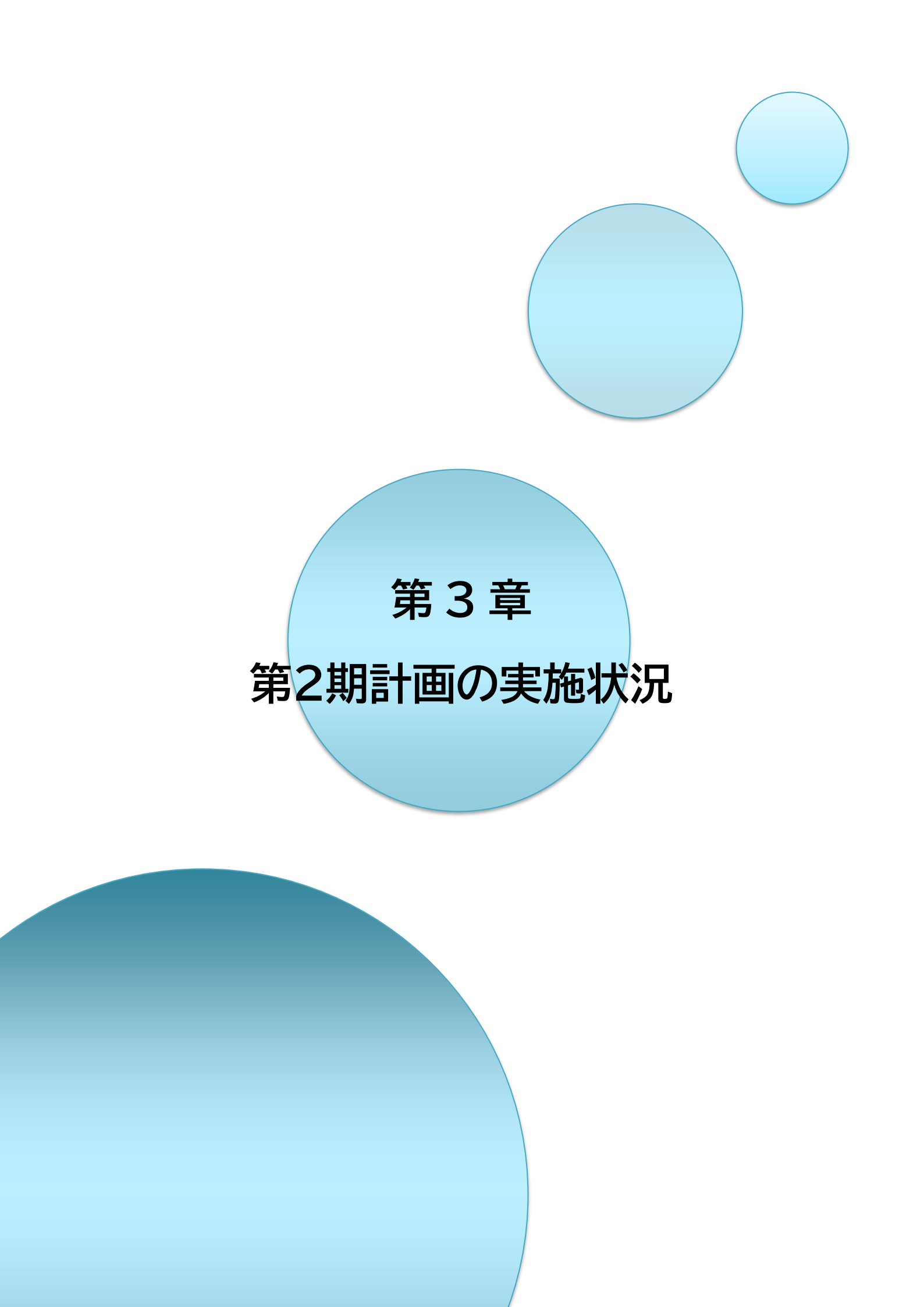
また、小学生の保護者は、「思う」「どちらかといえば思う」の合計は53.8%で、H30年調査の37.3%を上回る結果となっており、子育て・教育のしやすさは改善されてきていると考えられます。

■本町の子育て・教育のしやすさ(就学前児童)



■本町の子育て・教育のしやすさ(小学生)





第3章

第2期計画の実施状況

第3章 第2期計画の実施状況

1 教育・保育事業

(1)1号認定(3歳以上／教育)

1号認定を八雲町全域で見ると、量の見込みを上回る利用実績で推移しており、教育施設（幼稚園、認定こども園）がない落部地域、熊石地域は保育所の利用で対応しています。

■1号認定(3歳以上／教育)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	64	59	60	60	58
八雲地域		60	55	56	56	55
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
1号認定		29	27	27	27	26
八雲地域		25	23	23	23	23
落部地域		3	3	3	3	2
熊石地域		1	1	1	1	1
2号認定 (教育ニーズ)		35	32	33	33	32
八雲地域		35	32	33	33	32
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策		64	64	64	64	64
八雲地域		64	64	64	64	64
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域	0	0	0	0	0	
実績	72	66	71	66	70	
八雲地域	72	66	71	66	70	
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	

資料:実績は各年4月1日現在

(2)2号認定(3歳以上／保育)

2号認定を八雲町全域で見ると、量の見込みを下回る利用実績で推移しており、地域別でも同様に、量の見込みを下回る利用実績となっています。

■2号認定(3歳以上／保育)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	229	219	209	209	202
八雲地域		185	172	174	174	170
落部地域		30	34	24	26	23
熊石地域		14	13	11	9	9
確保方策		229	229	229	229	229
八雲地域		185	185	185	185	185
落部地域		30	30	30	30	30
熊石地域		14	14	14	14	14
実績		171	163	143	139	131
八雲地域		127	116	113	110	105
落部地域		30	33	19	20	17
熊石地域		14	14	11	9	9

資料:実績は各年4月1日現在

(3)3号認定(3歳未満／保育)

3号認定の0歳児の利用状況を八雲町全域で見ると、量の見込みを下回る利用実績で推移しており、地域別で見ても同様に、量の見込みを下回る利用実績となっています。

また、3号認定の1・2歳児の利用状況を八雲町全域で見ると、量の見込みを下回る利用実績で推移しており、地域別で見ても同様に、量の見込みを下回る利用実績となっています。

■3号認定(3歳未満／保育) 0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	31	30	29	28	28
八雲地域		23	22	21	21	20
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		3	3	3	3	3
確保方策		31	31	31	31	31
八雲地域		23	23	23	23	23
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		3	3	3	3	3
実績		12	10	8	7	7
八雲地域		8	9	7	7	6
落部地域	4	1	1	0	1	
熊石地域	0	0	0	0	0	

資料:実績は各年4月1日現在

■3号認定(3歳未満／保育) 1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	124	123	114	109	107
八雲地域		99	99	86	82	80
落部地域		20	18	23	22	22
熊石地域		5	5	5	5	5
確保方策		124	124	124	124	124
八雲地域		99	99	99	99	99
落部地域		20	20	20	20	20
熊石地域		5	5	5	5	5
実績		91	88	94	74	76
八雲地域		73	72	76	62	66
落部地域	11	11	13	10	9	
熊石地域	7	5	5	2	1	

資料:実績は各年4月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

令和2年度からの新規事業として、八雲地域（子育て支援センター）において利用者支援事業（基本型）を実施していくものとしておりましたが、新たに令和3年度から八雲地域、熊石地域（保健福祉課及び住民サービス課）において、子ども・子育て世代包括支援センターが設置されたことに伴い、利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。

また、このことに伴い量の見込み及び確保方策の数値の変更を行い、利用実績は、見込み通りとなっています。

■利用者支援事業

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	八雲町全域	箇所	1	3	3	3	3
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	2	2	2	2
	八雲地域		1	2	2	2	2
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	1	1	1	1
	落部地域		0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0
	熊石地域		0	1	1	1	1
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	1	1	1	1
確保方策	八雲町全域	箇所	1	3	3	3	3
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	2	2	2	2
	八雲地域		1	2	2	2	2
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	1	1	1	1
	落部地域		0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0
	熊石地域		0	1	1	1	1
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	1	1	1	1

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	八雲町全域	箇所	1	3	3	3	3
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	2	2	2	2
	八雲地域		1	2	2	2	2
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	母子保健型		0	1	1	1	1
	落部地域		0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	0	0	0	0
	熊石地域		0	1	1	1	1
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	母子保健型		0	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。また、虐待などへの相談も対応しています。

令和3年度までは量の見込みを下回る利用実績でしたが、令和4年度、令和5年度では利用実績が量の見込み、確保方策を上回っています。

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	368	361	329	317	309
八雲地域		340	334	300	288	280
落部地域		15	14	16	16	16
熊石地域		13	13	13	13	13
確保方策		368	368	368	368	368
実績		338	262	385	603	-

(3)妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

妊婦健康診査の実施回数は、当初の予測より妊婦の数が減少したことに伴い、実績値が量の見込みを大きく下回ることになりました。

■妊婦健康診査事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	1,260	1,190	1,162	1,134	1,106
八雲地域		1,036	980	952	924	896
落部地域		168	154	154	154	154
熊石地域		56	56	56	56	56
確保方策		1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
八雲地域		1,036	1,036	1,036	1,036	1,036
落部地域		168	168	168	168	168
熊石地域		56	56	56	56	56
実績		996	945	935	846	-
八雲地域		885	852	810	695	-
落部地域	91	70	99	93	-	
熊石地域	20	23	26	28	-	

(4)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児家庭の全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数は、令和2年度、令和4年度では量の見込みを上回る利用実績がありました。令和3年度、令和5年度では、実績が量の見込みを下回っています。

■乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	90	85	83	81	79
八雲地域		74	70	68	66	64
落部地域		12	11	11	11	11
熊石地域		4	4	4	4	4
確保方策		90	90	90	90	90
八雲地域		74	74	74	74	74
落部地域		12	12	12	12	12
熊石地域		4	4	4	4	4
実績		94	66	91	65	-
八雲地域		79	57	83	55	-
落部地域	10	7	7	7	-	
熊石地域	5	2	1	3	-	

(5) 養育支援訪問事業(乳幼児訪問事業)

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

養育支援訪問事業の訪問人数は、必要な家庭への支援を実施した結果、量の見込みを下回る実績で推移しました。

■ 養育支援訪問事業(乳幼児訪問事業)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	96	96	96	96	96
八雲地域		57	57	57	57	57
落部地域		33	33	33	33	33
熊石地域		6	6	6	6	6
確保方策		96	96	96	96	96
八雲地域		57	57	57	57	57
落部地域		33	33	33	33	33
熊石地域		6	6	6	6	6
実績		65	38	68	57	-
八雲地域		55	37	57	48	-
落部地域		10	1	10	6	-
熊石地域		0	0	1	3	-

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本町では児童養護施設等がないため子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	5	5	5	5	5
八雲地域		3	3	3	3	3
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	
実績	0	0	0	0	0	

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です。

本町では提供希望者がいないため子育て援助活動支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人日/年	9	8	7	7	7	
低学年		5	5	4	4	4	
高学年		4	3	3	3	3	
八雲地域		4	3	2	2	2	
低学年		2	2	1	1	1	
高学年		2	1	1	1	1	
落部地域		4	4	4	4	4	
低学年		3	3	3	3	3	
高学年		1	1	1	1	1	
熊石地域		1	1	1	1	1	
低学年		0	0	0	0	0	
高学年		1	1	1	1	1	
確保方策			0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	0

(8)一時預かり事業

幼稚園や保育所等の在園児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所等で保育を行う事業です。

幼稚園型の一時的預かり事業は量の見込みを大きく下回る利用実績となっています。

また、幼稚園型以外の一時的預かり事業は、令和2年度、令和4年度では量の見込みを上回る利用実績がありました。令和3年度、令和5年度では、実績が量の見込みを下回っています。

■一時預かり事業(幼稚園型)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/年	4,428	4,123	4,181	4,181	4,066
八雲地域		4,428	4,123	4,181	4,181	4,066
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
1号認定		246	229	233	233	226
八雲地域		246	229	233	233	226
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
2号認定 (教育ニーズ)		4,182	3,894	3,948	3,948	3,840
八雲地域		4,182	3,894	3,948	3,948	3,840
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策		4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
八雲地域		4,428	4,428	4,428	4,428	4,428
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
実績	2,568	2,447	2,782	2,705	-	
八雲地域	2,568	2,447	2,782	2,705	-	
落部地域	0	0	0	0	-	
熊石地域	0	0	0	0	-	

■一時預かり事業(幼稚園型以外)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/年	485	474	435	424	411
八雲地域		428	416	383	372	361
落部地域		47	48	43	44	42
熊石地域		10	10	9	8	8
確保方策		485	485	485	485	485
八雲地域		428	428	428	428	428
落部地域		47	47	47	47	47
熊石地域		10	10	10	10	10
実績		673	349	502	403	-
八雲地域		650	344	502	403	-
落部地域		23	5	0	0	-
熊石地域		0	0	0	0	-

(9)延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業です。

延長保育事業の利用人数は、若干量の見込みを上回る実績で推移しました。

■延長保育事業(時間外保育事業)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	17	17	16	16	15
八雲地域		14	14	13	13	12
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		1	1	1	1	1
確保方策		17	17	17	17	17
八雲地域		14	14	14	14	14
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		1	1	1	1	1
実績		19	19	19	21	-
八雲地域		18	18	18	21	-
落部地域		1	1	0	0	-
熊石地域		0	0	1	0	-

(10)病児保育事業

乳幼児が発熱等の急な病気になり集団保育が困難になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では病児保育事業を行うための設備が整った保育施設及び医療施設がなく、また、必要となる医療体制及び人材の確保も困難であるため病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

■病児保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/年	607	583	555	545	529
八雲地域		587	562	536	526	511
落部地域		20	21	19	19	18
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)


共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中等に専用施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

放課後児童クラブの利用人数は年々増加しており、人員配置等により柔軟に受け入れを行っています。概ね、量の見込みを下回る利用実績となっています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	人	127	155	152	142	132	
1年生		44	36	35	29	30	
2年生		28	41	35	34	28	
3年生		17	33	33	28	27	
4年生		15	25	26	26	22	
5年生		11	11	13	13	13	
6年生		12	9	10	12	12	
八雲地域		110	141	137	125	119	
1年生		38	34	30	25	27	
2年生		25	37	33	30	25	
3年生		15	31	30	26	25	
4年生		13	23	24	23	21	
5年生		9	9	12	11	11	
6年生		10	7	8	10	10	
落部地域		8	6	7	8	6	
1年生		2	1	3	2	2	
2年生		2	1	1	2	1	
3年生		1	1	1	1	1	
4年生		1	1	1	1	0	
5年生		1	1	0	1	1	
6年生		1	1	1	1	1	
熊石地域		9	8	8	9	7	
1年生		4	1	2	2	1	
2年生		1	3	1	2	2	
3年生		1	1	2	1	1	
4年生		1	1	1	2	1	
5年生		1	1	1	1	1	
6年生		1	1	1	1	1	
確保方策			130	155	155	155	155
実績			140	142	138	131	-

※実績は各年度における月平均人数



第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町ではこれまで、「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、今後も子どもは、将来の八雲町を拓く大切な宝であり、希望であり、夢です。この意味も込め、これまでの基本理念は普遍的なものといえます。

そのため、「第2期八雲町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、次のとおり本計画の基本理念を定めます。

基本理念

みんなで交流 みんなで応援

みんなで育ち愛 子育てのまち八雲

2 基本方針

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1 「子どもにとっての幸せ」を守る町

すべての子どもは、家庭環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなど、あらゆることによって区別されることなくすこやかに成長する権利があります。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益や権利が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、子どもの視点に立った取組を推進することが重要です。輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを推進します。

基本方針2 社会全体で子どもと子育て家庭を支える町

保護者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れていることは、子どもにとっての幸せにもつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善、家庭内での意識改革など、男女の働き方改革を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

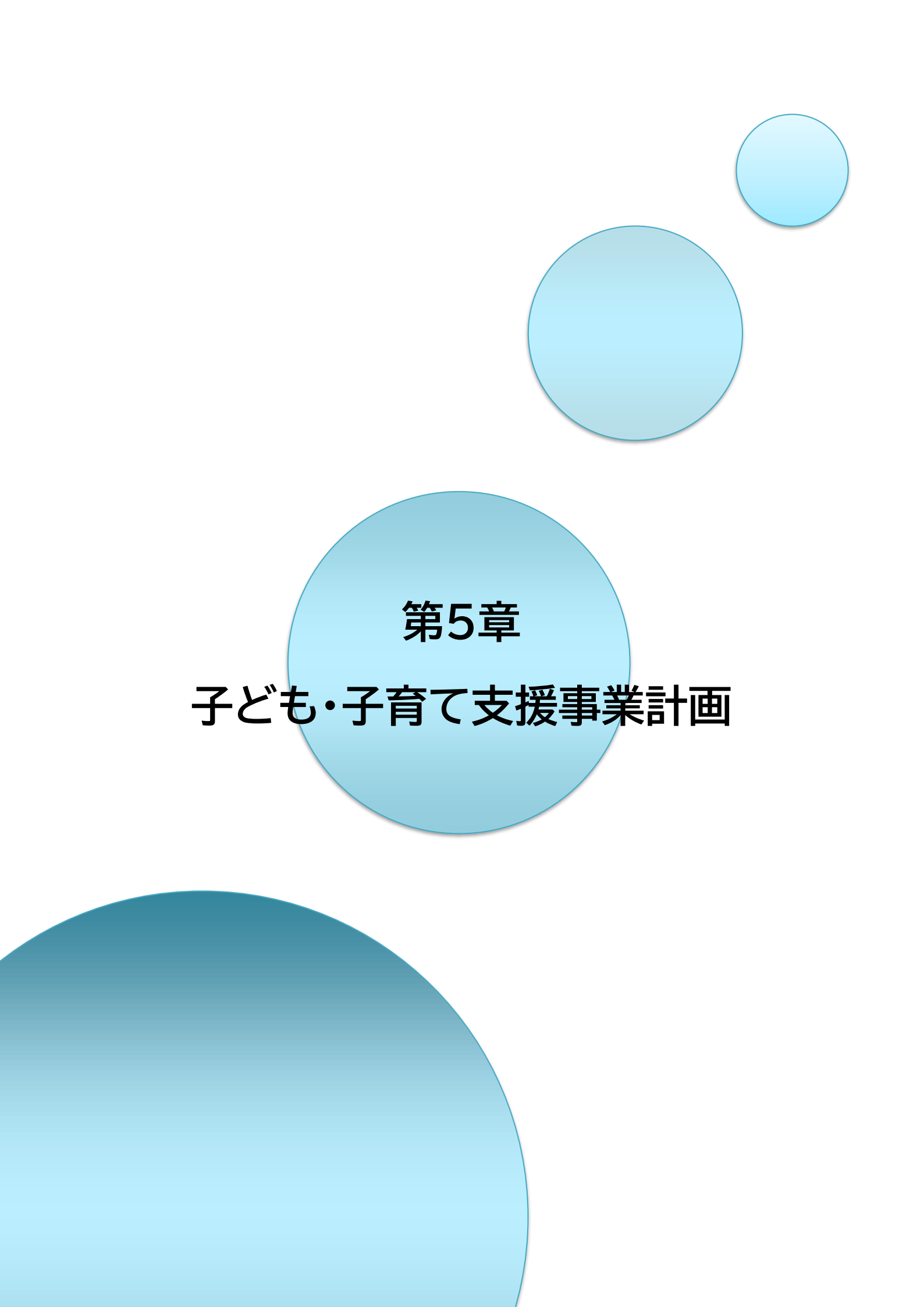
また、子どもたちの成長を社会全体で支えていくためにも、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政・企業や地域社会を含めた社会全体が協働した支援施策を推進します。

子育てに関しては、安心して働ける子育て支援環境として教育・保育施設と地域との連携はもとより、子育てをしている人の負担が軽減できるように、地域ぐるみで子育てをするような環境づくりを推進します。

基本方針3 健やかに安心して子どもを育てられる町

子どもを心身ともに健やかに育むためには、子どものみならず親が心身ともに健康であることが重要です。

妊娠期から継続した育児支援を推進するために、安全な妊娠・出産の確保、出産後のメンタルヘルスに係る対応、子どもの疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問など、子どもの発達時期に応じた母子保健等の取組を進め、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援を推進します。



第5章

子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」、「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

■子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付 ○小規模保育（利用定員：6人以上・20人以下） ○家庭的保育（利用定員：5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育	■施設等利用費 ○認定こども園（国立・公立大学法人立） ○幼稚園（子ども・子育て新制度未移行の園） ○特別支援学校 ○特別支援学校 ○預かり保育事業 ○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）
児童手当等交付金	
■児童手当法等に基づく児童手当等の給付	

(2)子どものための教育・保育給付の認定区分

「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」に基づく保育所、認定こども園、幼稚園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

■子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(3)子育てのための施設等利用給付の認定区分

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、下記の認定を受ける必要があります。

■子育てのための施設等利用給付の認定区分

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(4)地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

なお、「⑥子育て世帯訪問支援事業」、「⑦児童育成支援拠点事業」、「⑧親子関係形成支援事業」は、令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業です。「⑨妊婦等包括相談支援事業」、「⑩産後ケア事業」、「⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和6年の児童福祉法、子ども・子育て支援法の改正に伴い新設された事業です。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
③妊婦健康診査事業
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て世帯訪問支援事業
⑦児童育成支援拠点事業
⑧親子関係形成支援事業
⑨妊婦等包括相談支援事業
⑩産後ケア事業
⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑫子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑭一時預かり事業
⑮延長保育事業（時間外保育事業）
⑯病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑰放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、本町全域を3区域に分けて設定します。

■教育・保育提供区域

事業区分 / 事業名		区 域
教育・保育	1号認定（3～5歳）	八雲地域 落部地域 熊石地域 の3区域
	2号認定（3～5歳）	
	3号認定（0歳）	
	3号認定（1～2歳）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	八雲地域 落部地域 熊石地域 の3区域
	② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑦ 児童育成支援拠点事業	
	⑧ 親子関係形成支援事業	
	⑨ 妊婦等包括相談支援事業	
	⑩ 産後ケア事業	
	⑪ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	⑫ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	⑬ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑭ 一時預かり事業	
	⑮ 延長保育事業（時間外保育事業）	
	⑯ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑰ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	

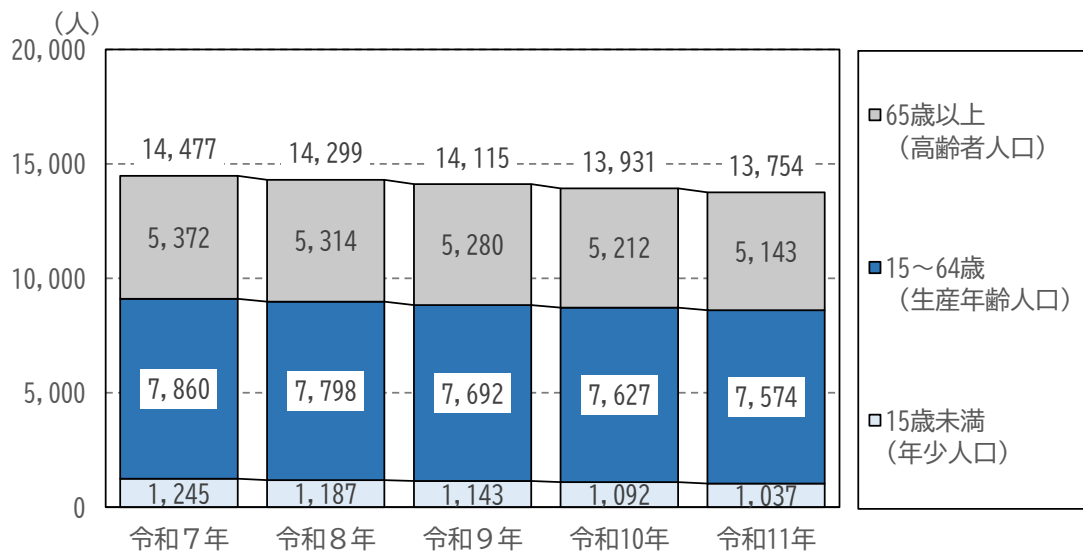
3 人口推計及び児童の推計

(1)人口推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、計画の最終年に当たる令和11年の総人口は13,754人にまで減少すると予測されます。

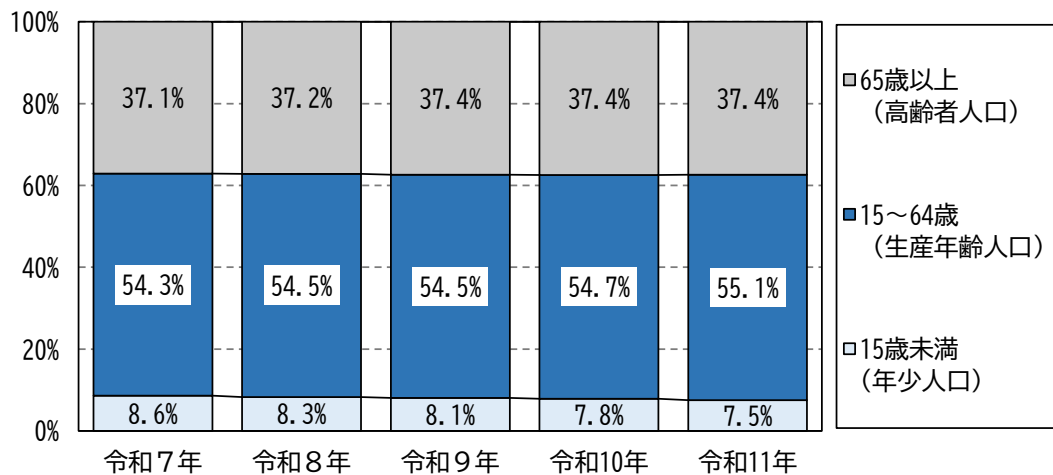
また、年齢3区分人口割合では、年少人口割合が減少傾向で推移し、生産年齢人口割合の増加がみられます。

■人口推計(年齢3区分別人口)



資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■人口推計(年齢3区分別人口割合)



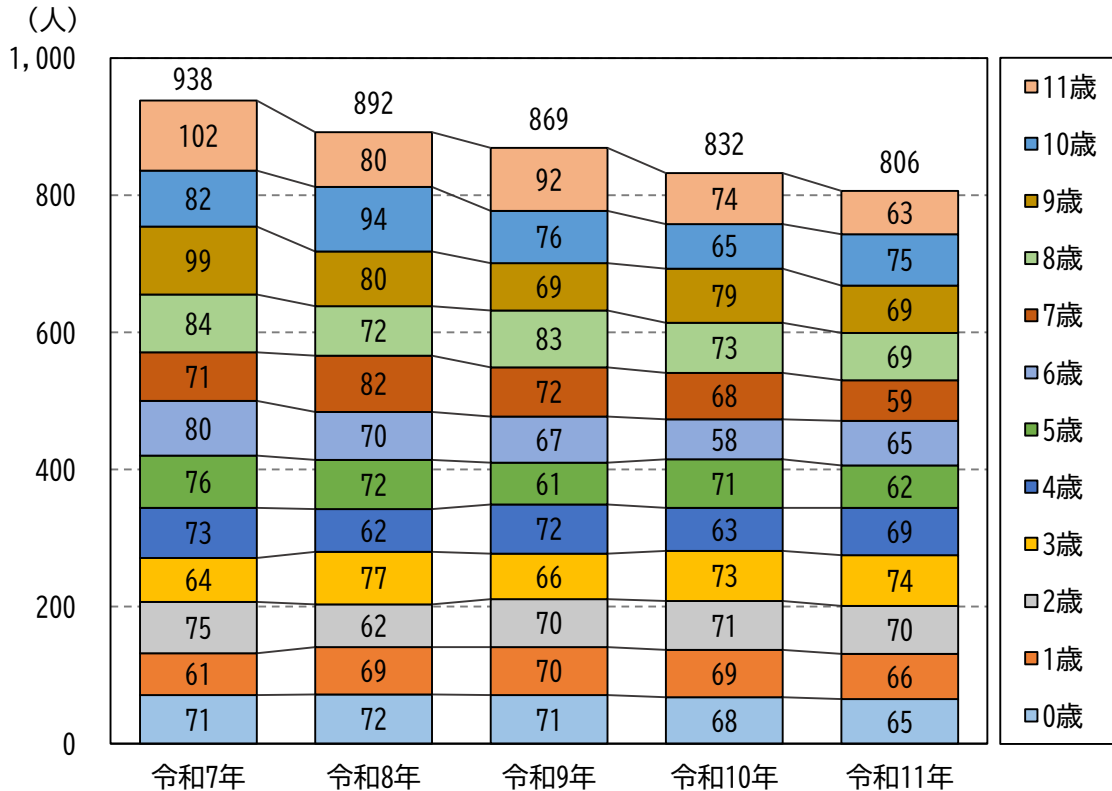
資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法…各コーホート(同年または同期間)の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 児童人口推計

令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計すると、令和7年以降の5年で132人減少し、計画の最終年に当たる令和11年の児童人口は806人と予測されます。

■ 児童人口推計(八雲町全体)

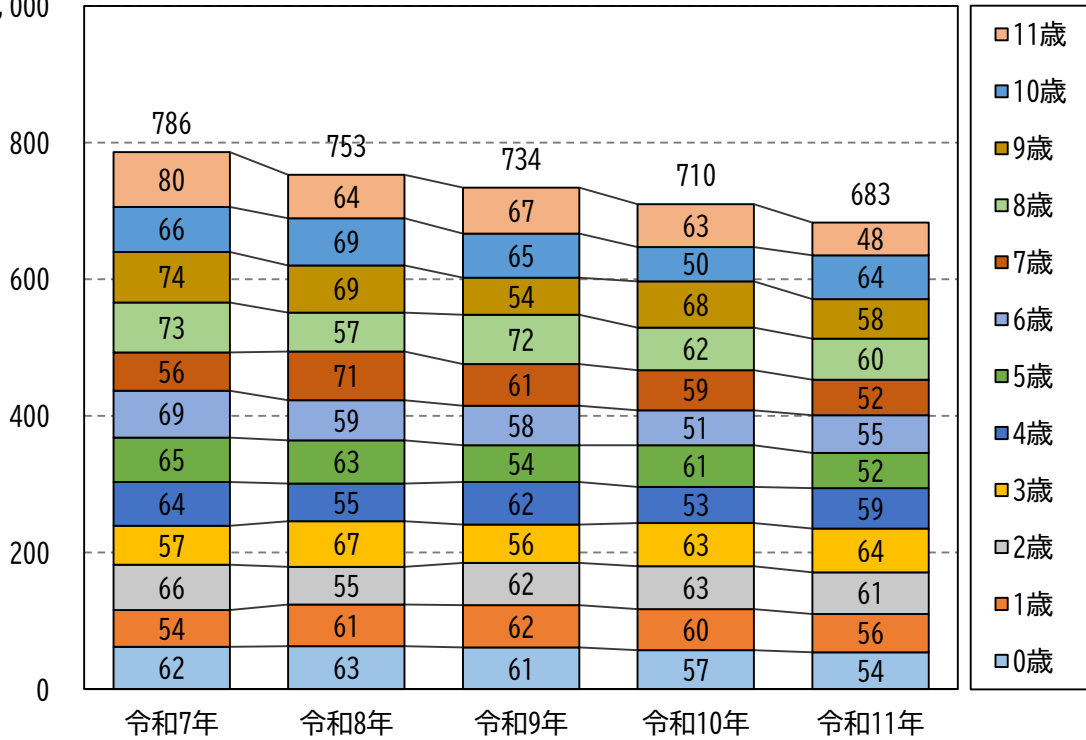


	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	71	72	71	68	65
1歳	61	69	70	69	66
2歳	75	62	70	71	70
3歳	64	77	66	73	74
4歳	73	62	72	63	69
5歳	76	72	61	71	62
就学前児童	420	414	410	415	406
6歳	80	70	67	58	65
7歳	71	82	72	68	59
8歳	84	72	83	73	69
9歳	99	80	69	79	69
10歳	82	94	76	65	75
11歳	102	80	92	74	63
小学生	518	478	459	417	400
総数	938	892	869	832	806

資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■児童人口推計(八雲地区)

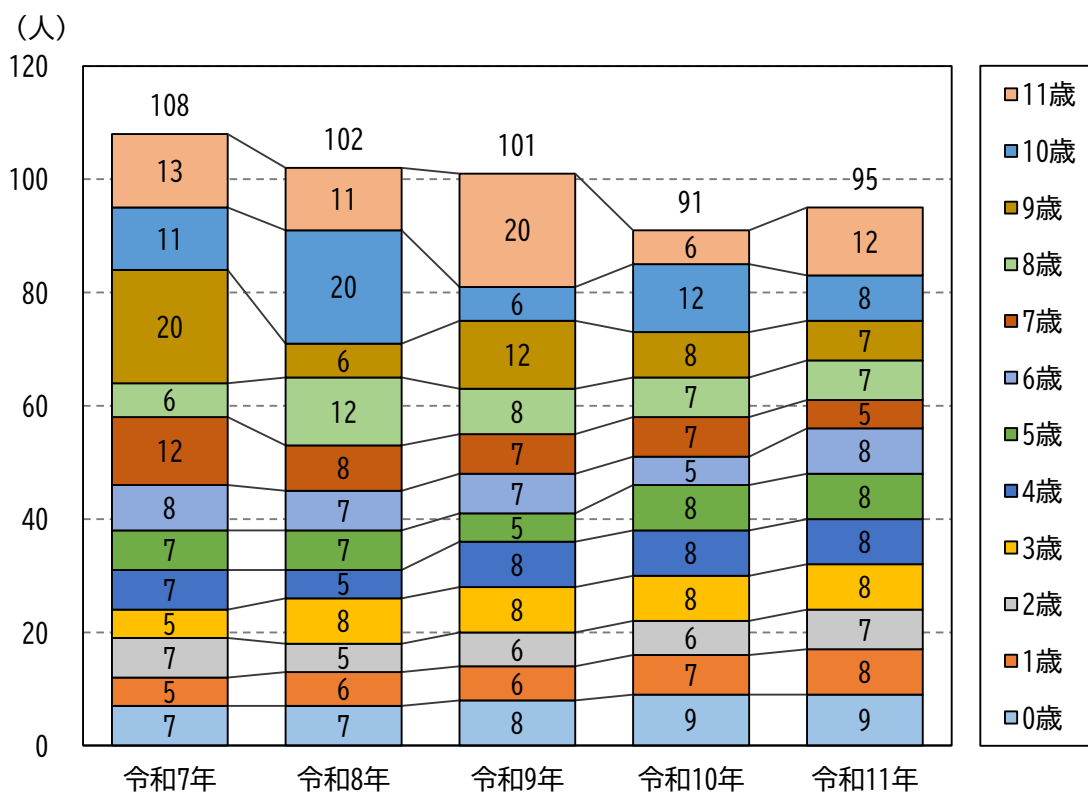
(人)
1,000



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	62	63	61	57	54
1歳	54	61	62	60	56
2歳	66	55	62	63	61
3歳	57	67	56	63	64
4歳	64	55	62	53	59
5歳	65	63	54	61	52
就学前児童	368	364	357	357	346
6歳	69	59	58	51	55
7歳	56	71	61	59	52
8歳	73	57	72	62	60
9歳	74	69	54	68	58
10歳	66	69	65	50	64
11歳	80	64	67	63	48
小学生	418	389	377	353	337
総数	786	753	734	710	683

資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

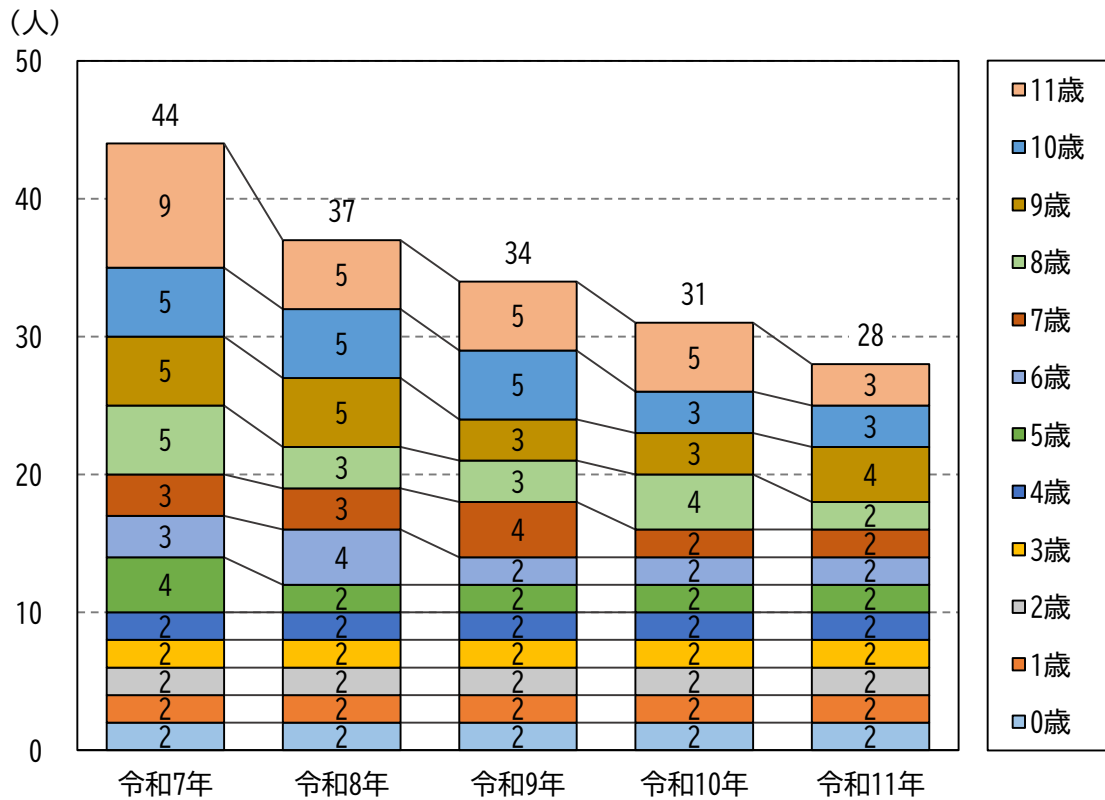
■ 児童人口推計(落部地区)



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	7	7	8	9	9
1歳	5	6	6	7	8
2歳	7	5	6	6	7
3歳	5	8	8	8	8
4歳	7	5	8	8	8
5歳	7	7	5	8	8
就学前児童	38	38	41	46	48
6歳	8	7	7	5	8
7歳	12	8	7	7	5
8歳	6	12	8	7	7
9歳	20	6	12	8	7
10歳	11	20	6	12	8
11歳	13	11	20	6	12
小学生	70	64	60	45	47
総数	108	102	101	91	95

資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■児童人口推計(熊石地区)



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	2	2	2	2	2
1歳	2	2	2	2	2
2歳	2	2	2	2	2
3歳	2	2	2	2	2
4歳	2	2	2	2	2
5歳	4	2	2	2	2
就学前児童	14	12	12	12	12
6歳	3	4	2	2	2
7歳	3	3	4	2	2
8歳	5	3	3	4	2
9歳	5	5	3	3	4
10歳	5	5	5	3	3
11歳	9	5	5	5	3
小学生	30	25	22	19	16
総数	44	37	34	31	28

資料:令和2年から令和6年までの住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)1号認定(3歳以上／教育)

■1号認定(3歳以上／教育)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	48	47	44	47	47
八雲地域		42	42	38	40	40
落部地域		4	4	5	6	6
熊石地域		2	1	1	1	1
1号認定		48	47	44	47	47
八雲地域		42	42	38	40	40
落部地域		4	4	5	6	6
熊石地域		2	1	1	1	1
2号認定 (教育ニーズ)		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		95	95	95	95	95
八雲地域		95	95	95	95	95
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足(②-①)	47	48	51	48	48	

確保の方策の考え方

八雲地域は「八雲幼稚園」及び「認定こども園マリア幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。落部地域・熊石地域は人口減少のため新たな教育施設の整備は難しく、保育所の利用で対応しています。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(2)2号認定(3歳以上／保育)

■2号認定(3歳以上／保育)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	160	159	151	155	154
八雲地域		141	139	130	133	132
落部地域		14	15	16	17	17
熊石地域		5	5	5	5	5
確保方策②		247	247	247	247	247
八雲地域		197	197	197	197	197
落部地域		30	30	30	30	30
熊石地域		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		87	88	96	92	93

確保の方策の考え方

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3)3号認定(3歳未満／保育)

■3号認定(3歳未満／保育) 0歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	20	20	20	20	20
八雲地域		16	16	16	16	16
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		2	2	2	2	2
確保方策②		21	21	21	21	21
八雲地域		16	16	16	16	16
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		3	3	3	3	3
過不足(②-①)		1	1	1	1	1

■3号認定(3歳未満/保育) 1歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	38	43	45	45	45
八雲地域		34	39	40	39	37
落部地域		3	3	3	4	6
熊石地域		1	1	2	2	2
確保方策②		50	50	50	50	50
八雲地域		40	40	40	40	40
落部地域		6	6	6	6	6
熊石地域		4	4	4	4	4
過不足(②-①)		12	7	5	5	5

■3号認定(3歳未満/保育) 2歳

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	57	47	52	54	53
八雲地域		51	42	47	48	46
落部地域		5	4	4	4	5
熊石地域		1	1	1	2	2
確保方策②		58	58	58	58	58
八雲地域		51	51	51	51	51
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		1	11	6	4	5

確保の方策の考え方

町内の保育施設での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

■3歳未満の子どもの保育の利用率の目標値

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用者数①	人	115	110	117	119	118
児童数②	人	207	203	211	208	201
利用率(①/②)	%	55.6	54.2	55.5	57.2	58.7

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

■利用者支援事業

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	八雲町全域	箇所	3	3	3	3	3
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		2	2	2	2	2
	八雲地域		2	2	2	2	2
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	落部地域		0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		0	0	0	0	0
	熊石地域		1	1	1	1	1
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
確保方策	八雲町全域	箇所	3	3	3	3	3
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		2	2	2	2	2
	八雲地域		2	2	2	2	2
	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	落部地域		0	0	0	0	0
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		0	0	0	0	0
	熊石地域		1	1	1	1	1
	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1

確保の方策の考え方

基本型を子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の機能拡充で確保するとともに、八雲地域、熊石地域の子ども・子育て世代包括支援センターにおいて、こども家庭センター型を実施し、基本型と連携しながら全地域での総合的相談支援を提供しています。

今後は、こども家庭センターの設置に伴い、基本型とこども家庭センター型を合わせて1つの機関にて実施し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備します。

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	744	752	750	765	763
八雲地域		722	730	730	745	745
落部地域		20	20	18	18	16
熊石地域		2	2	2	2	2
確保方策②		765	765	765	765	765
過不足(②-①)		21	13	15	0	2

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

確保の方策の考え方

八雲町子育て支援センターで子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室等を開催します。今後も現状の実施体制を維持し、量の見込みに対する供給量を確保します。

(3)妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、本町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

■妊婦健康診査事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人回/年	837	849	837	800	765
八雲地域		736	748	724	676	641
落部地域		79	79	91	102	102
熊石地域		22	22	22	22	22
確保方策②		872	872	872	872	872
八雲地域		748	748	748	748	748
落部地域		102	102	102	102	102
熊石地域	22	22	22	22	22	
過不足(②-①)		35	23	35	72	107

確保の方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も妊婦一般受診券と超音波受診券交付を継続するとともに、若年者の妊娠など健康管理や思春期教育の推進に努めます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児家庭の全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	71	72	71	68	65
八雲地域		62	63	61	57	54
落部地域		7	7	8	9	9
熊石地域		2	2	2	2	2
確保方策②		74	74	74	74	74
八雲地域		63	63	63	63	63
落部地域		9	9	9	9	9
熊石地域	2	2	2	2	2	
過不足(②-①)		3	2	3	6	9

確保の方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業(乳幼児訪問事業)

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業(乳幼児訪問事業)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	52	54	54	52	49
八雲地域		45	46	45	42	39
落部地域		6	6	7	8	8
熊石地域		1	2	2	2	2
確保方策②		56	56	56	56	56
八雲地域		46	46	46	46	46
落部地域		8	8	8	8	8
熊石地域		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		4	2	2	4	7

確保の方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師・栄養士における指導・相談・サービス提供をしており、今後も継続していきます。

(6) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■子育て世帯訪問支援事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	35	30	30	30	30
八雲地域		30	25	25	25	25
落部地域		5	5	5	5	5
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△35	△30	△30	△30	△30

確保の方策の考え方

本計画期間中の事業開始は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。

(7)児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■児童育成支援拠点事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	6	5	5	5	5
八雲地域		4	4	4	4	4
落部地域		2	1	1	1	1
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△6	△5	△5	△5	△5

確保の方策の考え方

本計画期間中の事業開始は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。

(8)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■親子関係形成支援事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	5	5	4	4	4
八雲地域		4	4	3	3	3
落部地域		1	1	1	1	1
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△5	△5	△4	△4	△4

確保の方策の考え方

本計画期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

なお、事業内容と同様のことは現在子育て支援センターにて行っています。

(9)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	回	222	216	210	204	198
八雲地域		204	198	192	186	180
落部地域		15	15	15	15	15
熊石地域		3	3	3	3	3
確保方策②		222	216	210	204	198
八雲地域		204	198	192	186	180
落部地域		15	15	15	15	15
熊石地域		3	3	3	3	3
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

確保の方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。全地域で保健師等により妊娠、出産、育児に関する不安や相談に応じ、必要な支援へつなげていきます。

(10)産後ケア事業【新規】

産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

■産後ケア事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	21	21	21	21	21
八雲地域		21	21	21	21	21
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	21	21	21	21
八雲地域		0	21	21	21	21
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△21	0	0	0	0

確保の方策の考え方

病院の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を予定しております。

(11)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

満3歳未満の就学前子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。

なお、乳児等通園支援事業は、令和7年度については地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、令和8年度からは、子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」が新設され「こども誰でも通園制度」として制度化されます。

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

年齢	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0歳	量の見込み①	人日	5	5	5	5
八雲地域		3		3	3	3	3
落部地域		1		1	1	1	1
熊石地域		1		1	1	1	1
確保方策②		0		5	5	5	5
八雲地域		0		3	3	3	3
落部地域		0		1	1	1	1
熊石地域		0		1	1	1	1
過不足(②-①)		△5		0	0	0	0
1歳		量の見込み①		人日	2	2	2
	八雲地域	1	1		1	1	1
	落部地域	1	1		1	1	1
	熊石地域	0	0		0	0	0
	確保方策②	0	2		2	2	2
	八雲地域	0	1		1	1	1
	落部地域	0	1		1	1	1
	熊石地域	0	0		0	0	0
	過不足(②-①)	△2	0		0	0	0
	2歳	量の見込み①	人日		1	1	1
八雲地域		1		1	1	1	1
落部地域		0		0	0	0	0
熊石地域		0		0	0	0	0
確保方策②		0		1	1	1	1
八雲地域		0		1	1	1	1
落部地域		0		0	0	0	0
熊石地域		0		0	0	0	0
過不足(②-①)		△1		0	0	0	0

確保の方策の考え方

令和8年度からは、本町において一時預かり事業を実施している一時預かり「クルミ」にて当事業を実施する予定です。今後のニーズの動向を見極めながら、提供体制の確保や提供施設の増加に努めます。

(12)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

確保の方策の考え方

アンケート調査に基づく推計では当事業に対するニーズがなく、利用実績もない状況です。

本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にありますが、今後も必要とする方に対し、近隣市町村の子育て短期支援事業に関する情報提供を行います。

(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み①	人日/年	13	13	13	11	10	
低学年		8	8	8	6	6	
高学年		5	5	5	5	4	
八雲地域		10	10	10	9	8	
低学年		6	6	6	5	5	
高学年		4	4	4	4	3	
落部地域		2	2	2	2	2	
低学年		1	1	1	1	1	
高学年		1	1	1	1	1	
熊石地域		1	1	1	0	0	
低学年		1	1	1	0	0	
高学年		0	0	0	0	0	
確保方策②			0	0	0	0	0
過不足(②-①)			△13	△13	△13	△11	△10

確保の方策の考え方

本町においては、託児(集団)を行っている任意の団体(八雲子育てサポート「たち」)があり、町ではこの団体を支援しています。今後もニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。

(14)一時預かり事業

幼稚園や保育所等の在園児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所等で保育を行う事業です。

■一時預かり事業(幼稚園型)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日/年	2,430	2,418	2,248	2,313	2,287
八雲地域		2,430	2,418	2,248	2,313	2,287
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
1号認定		128	128	119	122	121
八雲地域		128	128	119	122	121
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
2号認定 (教育ニーズ)		2,302	2,290	2,129	2,191	2,166
八雲地域		2,302	2,290	2,129	2,191	2,166
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
八雲地域		2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足(②-①)	0	12	182	117	143	

確保の方策の考え方

本町では「八雲幼稚園」及び「認定こども園八雲マリア幼稚園」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

■一時預かり事業(幼稚園型以外)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日/年	375	369	363	367	358
八雲地域		375	369	363	367	358
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策②		375	375	375	375	375
八雲地域		375	375	375	375	375
落部地域	0	0	0	0	0	
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足(②-①)	0	6	12	8	17	

確保の方策の考え方

本町では一時預かり「クルミ」で当事業を実施しており、現状の提供体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

(15)延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業です。

■延長保育事業(時間外保育事業)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	12	12	12	12	12
八雲地域		11	11	11	11	11
落部地域		1	1	1	1	1
熊石地域		0	0	0	0	0
確保方策		17	17	17	17	17
八雲地域		14	14	14	14	14
落部地域		2	2	2	2	2
熊石地域		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		5	5	5	5	5

確保の方策の考え方

町内の保育所及び認定こども園で延長保育を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。今後も提供体制の維持に努め、事業を継続していきます。

(16)病児保育事業

乳幼児が発熱等の急な病気になり集団保育が困難になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

■病児保育事業

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日/年	474	452	441	425	410
八雲地域		447	428	417	404	388
落部地域		18	17	17	15	16
熊石地域		9	7	7	6	6
確保方策②		0	0	0	0	0
八雲地域		0	0	0	0	0
落部地域		0	0	0	0	0
熊石地域	0	0	0	0	0	
過不足(②-①)		△474	△452	△441	△425	△410

確保の方策の考え方

量の見込みの推計では病児保育事業の利用ニーズが出ていますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる医療体制及び人材の確保も困難な状況にあります。

なお、本事業の利用意向としては、「利用したいと思わなかった」という意見が大きく上回っており、その理由は、「病気の時くらいは子どものそばにいてやりたい」、「親が仕事を休んで対応できる」というものがほとんどであり、保護者自身で看護したいという気持ちがあうかがえます。

(17)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中等に専用施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	113	106	102	95	93
1年生		29	25	25	21	24
2年生		24	29	25	24	21
3年生		22	18	21	19	18
4年生		21	16	15	17	15
5年生		10	12	10	9	10
6年生		7	6	6	5	5
八雲地域		98	92	89	84	82
1年生		26	22	22	19	21
2年生		20	26	22	21	19
3年生		20	15	19	17	16
4年生		17	15	12	15	13
5年生		9	9	9	7	9
6年生		6	5	5	5	4
落部地域		15	14	13	11	11
1年生		3	3	3	2	3
2年生		4	3	3	3	2
3年生		2	3	2	2	2
4年生		4	1	3	2	2
5年生		1	3	1	2	1
6年生		1	1	1	0	1
熊石地域		1	0	0	0	0
1年生		0	0	0	0	0
2年生		0	0	0	0	0
3年生		0	0	0	0	0
4年生		0	0	0	0	0
5年生		0	0	0	0	0
6年生	1	0	0	0	0	
確保方策②		120	120	120	120	120
過不足(②-①)		7	14	18	25	27

確保の方策の考え方

八雲地域では「わんぱくクラブ」「どんぐりクラブ」「さかえっ子クラブ」の3箇所を実施しており、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

熊石地域と落部地域は、指導者の確保や児童数の減少により放課後児童健全育成事業としての実施は厳しい状況にあります。熊石地域では、放課後子ども対策事業として「ふれあい交流センターくまいし館」に見守りスタッフを配置して、その中で体験プログラムなどの各種教室を実施しています。落部地域では「落部レクリエーションセンター」の一般開放を行っており、今後は、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）の開催を検討します。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

給付認定された保護者のうち、その保護者の世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、本町が定める基準に該当する子どもが、特定教育・保育（幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業）等を受けた場合、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用などについて、本町の基準に基づいて助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後とも実施します。

(19)多様な事業者の参入を促進する事業

保育の受け皿の拡大や新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進する事業です。

小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育などの事業参入の相談支援を行います。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設数は充足されている状況にあるため、当面は現状のまま維持してきますが、より一層のニーズと施設の意向があれば、国及び道の財政支援メニューを活用しながら支援していきます。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

私立幼稚園、私立保育所、私立認定こども園に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事の育成に努めます。

(3) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、及び認定こども園が、小学校等と連携し、小学校教育への接続が円滑に行われるよう支援します。

7 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援

すべての子どもが心身ともに健やかに成長するためには、妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまで、成長に合わせた継続的で適切な子育て支援が必要です。

これまでも、保健、医療、福祉、教育等の各分野が連携し、成長に合わせた子育て支援の取組を推進してきましたが、子育てをめぐる環境は変化しており多様化するニーズに対応していく必要があります。

今後も母子保健分野と子育て支援分野が連携し、きめ細やかな相談支援に努めるとともに、継続的、包括的に状況を把握し、切れ目のない支援ができるようこども家庭センターの体制を整備していきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1)適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2)都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。



第6章

子ども・子育て支援関連施策の推進

第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 地域における子育ての支援

少子化、核家族化の進行や就労形態の多様化により、子育てを取り巻く環境は変化しており、保護者や家庭だけで子育てを行うことは大きな負担となっています。加えて、子育て家庭の地域との関わりが薄れていることから、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」といった地域としての意識や機能が失われつつあります。

子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にあります。地域社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

本町では、第5章に掲げた子ども・子育て支援事業計画をもとに、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、地域における子育てのネットワークづくりや子どもの健全育成に資する取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
子育て情報の発信	町等のホームページやSNSの利用を進めるとともに、広報紙、子育てガイドブック等の充実を図ります。	子育て支援センター
自主組織の活動支援	八雲子育てサポート「たち」やスポーツ少年団等の町民による自主組織の活動を促進します。	子育て支援センター 教育委員会
各種研修や自主的な教育研究等の推進 (特別支援連携協議会)	幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、行政関係機関等で構成し、異業種研修会の実施やお便りを発行し、支援の連携と共通理解、情報の交換を図ります。	教育委員会
子育てに関する学習機会の提供	子育て中の父母や子どもに関わる方を対象に子育てに関する講演会などを開催します。	教育委員会
子どもの読書活動の推進	子どもの読書習慣を日常の家庭生活の中からはぐくむため、ブックスタートや職員による読み聞かせ活動など様々なイベントを実施することで家庭での読書環境づくりをサポートします。 また、地域のボランティアや保健師、子育て支援センターなどの関連機関とも協力することで、よりよい図書提供の取り組みを進めます。	教育委員会

主な取組	取組の内容	担当課
放課後の居場所づくり	<p>八雲地域では、子どもわくわく教室や放課後児童クラブを開設しており、子どもの居場所づくりとして、落部地区で「落部レクリエーションセンター」、熊石地区で「ふれあい交流センターくまいし館」の一般開放を実施しています。</p> <p>「ふれあい交流センターくまいし館」では、放課後子ども対策事業として、見守りスタッフを配置し、より安全面に配慮した居場所づくりを推進するとともに町内会等の団体との連携、特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）を実施していきます。</p> <p>「落部レクリエーションセンター」においても、今後は、一般開放するだけでなく、子どもを対象とした各種教室（行事・プログラム）を、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を活用した取組を推進します。</p>	<p>住民生活課 住民サービス課 落部支所 教育委員会</p>
利用者支援事業	<p>八雲地域の子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）を機能拡充し、利用者支援事業（基本型）を実施します。</p> <p>また、八雲地域・熊石地域の子ども・子育て世代包括支援センターにて利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施します。</p> <p>今後は、こども家庭センターの設置に伴い、利用者支援事業の基本型とこども家庭センター型を合わせて1つの機関にて実施し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備します。</p>	<p>子育て支援センター 保健福祉課</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>子育て支援として、子育てサロン、遊びの広場・スマイル育児教室、なかよし広場、センターの広場、子育てボランティア、サークルの育成等を実施します。また、地域の関係機関と連携し、地域に出向いた子育て支援も実施します。</p>	<p>子育て支援センター</p>
子ども・若者支援	<p>不登校、ひきこもり等で社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の子ども・若者について、相談や関係機関との連携及び調整を行い、必要な支援を行います。また、ご家族や支援者の方々が集まり、不安や悩みを話したり、情報交換を行う場である「ホッとサロン」や「子ども・若者講演会」を開催します。</p>	<p>子育て支援センター</p>

2 経済的支援の充実

ひとりの子どもが成人するまでには様々な費用が掛かります。特に子どもが小さい間は両親の収入が少ない場合も多く、子育てや教育に関する経済的負担が大きいと考えられ、子どものきょうだいは多い方が良いと考えられる反面、経済的理由から理想の子どもの数を持つことができないともいわれています。

子育てにおける経済的な負担の軽減を図るため、各種助成制度や費用補助など様々な経済的な支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
学校給食費無償化事業	平成30年4月より児童生徒の学校給食費を無償化しています。(小学校児童年間49,920円、中学校生徒年間59,520円がそれぞれ無料)	教育委員会
就学援助制度	小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、生活保護者に準ずる程度に生活が困窮する保護者へ学用品や通学用品に係る費用の一部を援助しています。	教育委員会
子ども医療費助成制度	18歳年度末までの入院、通院、調剤、訪問看護、補装具等の費用(ただし、入院時の食事代及び訪問看護基本利用料を除く)の保険適用分を無償化しています。	住民生活課
幼稚園、認可保育所、認定こども園の利用者負担金軽減事業	令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が実施されておりますが、無償化の対象とならない0～2歳の課税世帯における保育所等の利用者負担金を、国基準額から30%軽減しています。また北海道の「多子軽減事業」を活用し、認可保育所を利用する多子世帯の0～2歳児の利用者負担金を無償化しています。(所得制限あり) 令和6年度からは、満3歳の翌月からの利用者負担金について副食費まで軽減しています。	住民生活課

3 母子の健康の確保と増進

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次代を担う子どもたちを健やかに産み育てるための基礎となります。

産前・産後期の女性は、心身の状態が不安定になりやすい傾向があり、特に初めての妊娠などは不安も大きく、また、出産後は子育てにおける肉体的・精神的負担により、孤独感を感じることがあります。

安心して妊娠し、出産することができ、ゆとりを持って健やかに子どもを育てることが出来るよう、妊産婦のメンタルヘルス対策や健診などによる健康状態の確認体制、発育などに関する相談体制の充実を図り、食育の推進や地域の小児医療への取組を進めるなど、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出に基づいて母子健康手帳を交付します。保健師が妊婦と面接し、妊娠中からの健康管理や適切な食生活、育児などに関する情報提供や保健指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
妊婦健康診査助成事業 妊婦超音波検査助成事業	母子保健法に基づき、八雲町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる助成を行います。	保健福祉課 住民サービス課
妊婦外来医療費助成制度	八雲町に住所がある妊婦が、妊娠に伴う病気の検査・治療等、健康保険の適応になる診療を受けた場合の医療費を助成します（八雲総合病院産婦人科外来のみ適応）。	保健福祉課 住民サービス課
不妊治療費等助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減かつ少子化対策の充実を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	保健福祉課 住民サービス課
妊産婦健康相談	妊産婦の心身の健康や子育ての悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
母親学級	シルバープラザでは、妊婦とご家族を対象に沐浴体験を行い、また、八雲総合病院では、助産師からお産の流れについて学び、相談することができます。	保健福祉課 八雲総合病院
おめでとうコール	出産後1か月頃に、保健師がお電話します。	保健福祉課 住民サービス課
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行います。	保健福祉課 住民サービス課
養育支援訪問事業 (乳幼児訪問事業)	乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行います。	保健福祉課 住民サービス課

主な取組	取組の内容	担当課
産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。（令和8年度より実施予定）	保健福祉課 住民サービス課
ほっとママの会	産後うつ予防を目的として、レクリエーション等により母同士の交流を行います。	保健福祉課
離乳食教室	不安や心配なく離乳食づくりに取り組むことができるように、講話と実習を行います。	保健福祉課 住民サービス課
子育て相談	育児や子育て、お子さんの発育・発達に関する相談等をお受けします。	子育て支援センター 保健福祉課 住民サービス課
乳幼児相談	6・9か月、1歳児、2歳児（熊石のみ）、その他乳幼児を対象に、身体計測、育児・栄養相談を行います。また、幼児に対して歯科診察・相談やフッ素塗布を行います。	保健福祉課 住民サービス課
乳幼児健診	3か月、1歳6か月、3歳児を対象に小児科医の診察や歯科診察、身体計測、育児・栄養・歯科相談を行います。また健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	保健福祉課 住民サービス課
1か月児健診事業	医療機関で実施する1か月児健康診査費用を助成します（1回分、上限あり）	保健福祉課 住民サービス課
5歳児健診	就学後も子どもたちが安心して、適切な環境で過ごせるよう、小児科医の診察や歯科診察、身体計測、育児・栄養・歯科相談、のびのび発達相談、入学準備相談を行います。	保健福祉課 住民サービス課
股関節脱臼検査	八雲総合病院整形外科でレントゲン撮影・医師診察を行います。	保健福祉課 住民サービス課
新生児聴覚検査助成事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに新生児聴覚障がい早期発見と早期支援を目指すため、新生児聴覚検査に要する費用を一部助成します。	保健福祉課 住民サービス課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠、出産、育児に関する不安や困りごとなど、すべての妊婦や子育て世帯に寄り添い相談に応じ、必要な支援につなぎます。	保健福祉課 住民サービス課
歯科検診・フッ素塗布	歯科検診、フッ素塗布、歯磨き指導を行います。	保健福祉課
虫歯予防教室	年長児を対象にブラッシング指導と虫歯予防の食生活（含間食）の指導を行います。	保健福祉課 住民サービス課
フッ化物洗口	歯の健康を守るため、小学校にてフッ化物洗口を行います。	教育委員会
食育料理教室	家庭で食事づくりを担う方々を対象に、子どもたちがバランスの取れた健康的な食生活を送ることができ、また、肥満や虫歯予防を意識した食習慣の知識を身に付けることを目的に調理実習を行います。	保健福祉課 住民サービス課
子ども料理教室	食事バランスや肥満・虫歯予防のための食生活についての知識の普及を行い、料理の楽しさを体験できる調理実習を行います。	保健福祉課 住民サービス課
中学生食育講座	生活習慣と疾病の関係や望ましい食習慣を知ること、自らの健康づくりを実践できるよう、学校にて講話を行います。（学年別）	住民サービス課

4 仕事と子育ての両立支援等

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。

仕事と子育てを両立していくためには、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、育児や家事、仕事に対するこれまでの男女の意識を変えていくとともに、事業所が積極的に子育てを支援する環境を整備していくことが必要です。

道や事業者、子育て支援に取り組む団体などと連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を図ります。

また、家庭や子どもを取り巻く状況が大きく変化している昨今、ニーズの有無にかかわらず、スムーズに職場復帰できるよう情報提供を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
利用者支援事業（再掲）	八雲地域の子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）を機能拡充し、利用者支援事業（基本型）を実施します。 また、八雲地域・熊石地域の子ども・子育て世代包括支援センターにて利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施します。 今後は、こども家庭センターの設置に伴い、利用者支援事業の基本型とこども家庭センター型を合わせて1つの機関にて実施し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備します。	子育て支援センター 保健福祉課
育児休業等の情報提供	産前産後の休暇制度や育児休業制度、ワーク・ライフ・バランスの推進などに係る情報の共有化と連携の充実を図ります。	住民生活課
父親の子育て参加の促進	出産に関する知識の習得や沐浴の実技を通して、妊娠期から出産・育児に対する意識が高まるよう支援します。	保健福祉課
交流事業の推進	異年齢や多世代交流事業を推進します。	住民生活課 保健福祉課 教育委員会
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	住民生活課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、育児・介護休業法等の周知を図ります。	住民生活課

5 児童虐待防止に関する支援と連携

育児への不安などから児童虐待は依然としてなくなり、児童虐待の防止に向けた取組の充実が求められています。

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的支援に努め、児童福祉関係者のみならず医療、保健、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、警察等、地域における関係機関との連携について一層の強化を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会による連携と支援	児童福祉法第25条の2で定める要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待に関する情報交換と連携、支援内容の協議等を行い、要保護児童、要支援児童やその家族、特定妊婦の状況とニーズに合わせた支援を行います。	子育て支援センター
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置 (子ども家庭総合支援拠点)	相談窓口として児童虐待の一元的な窓口を設置し、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行います。	子育て支援センター
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応等	母子保健活動等や「おや?おや?安心サポートシステム」により予防や早期発見を進め、様々な分野と連携して早期の虐待予防を推進します。	子育て支援センター
社会的養護施策との連携	国や道の社会的養護施策(里親委託推進等)との連携を図ります。	子育て支援センター
虐待予防・発見に関する広報・啓発	虐待予防、発見をより効果的に行うため地域住民への広報活動を行います。	子育て支援センター
医療機関との連携	医療機関と連携し、虐待の発見に努めます。	子育て支援センター
児童の安全確認と関係機関との連携	子どもの様子を家族以外の方がしばらく確認できていない場合、または、子どもに関する心配な情報が寄せられた場合は、訪問等により、子どもの安全を確認することがあります。重篤な状況が確認された場合は、子どもの安全確保のため、児童相談所や警察へ対応を相談し、必要な措置を行います。	子育て支援センター
DV相談(配偶者等からの暴力等)	子育てをはじめ家庭内の悩み、DVなど様々な相談に対し、助言、支援を行います。また、子どもの前で行われるDV(面前DV)について、子どもの心理的な面についてのケア、支援に努めます。	住民生活課 子育て支援センター

6 子どもの権利を守るための支援

子どもには生まれてきた時にすでに持っている「権利」があり、その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、日本でも平成6年にこの条約が批准されました。しかし、条約批准から30年が経過していますが、児童虐待やいじめ、体罰、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの権利の侵害が後を絶たない状況です。

令和5年4月、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。子どもたちが人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情を持って育てられ、一人ひとりの子どもたちが健やかな成長を保障されるために、子どもの権利を守る取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの権利を守る意識の向上	子どもの権利条約のPRなど、様々な機会に子どもの人権を守る意識の向上に努めます。	住民生活課
相談機関等の子どもへの周知（パンフレット等）	民間団体を含めた子どもに関わる各種相談窓口のパンフレット等を、学校等への配布に努めます。	住民生活課
関係機関・団体との連携	児童相談所、法務局等の関係機関と連携し、人権侵害を受けている子どもの救済を図ります。 子どもたちが自由に発想し、子どもたちが社会の一員として、自らの権利を主張できる活動を学校等との連携、協力のもと積極的に推進していきます。	子育て支援センター 教育委員会

7 ひとり親家庭等の自立支援

近年、離婚の増加等により母子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に、母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢のなか、母親が就業面で不利な状況に置かれたり、また、養育費が得られにくいなど、経済的基盤が不安定で、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。

ひとり親の子どもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、自立の支援についての事業を推進するとともに、相談や情報提供の充実を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
相談支援の充実	相談・指導を実施している機関の周知を行うとともに、相談窓口や電話・メールでの相談対応の充実を図ります。	住民生活課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	住民生活課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	住民生活課 (北海道)
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため教育訓練給付の指定講座の受講者に給付金を交付します。	住民生活課 (北海道)
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を交付します。	住民生活課 (北海道)
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、支払った受講費用の一部を支給します。	住民生活課 (北海道)

8 障がい児とその保護者への支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「地域共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たすことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりを推進します。

また、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築へ向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもへの対応は、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育上の支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
子ども発達支援センター事業	<p>発達の心配や遅れ、障がいのある18歳未満の子どもとその家族が、身近な地域において適切な相談支援、発達支援を受けられるよう関係機関（保健師、幼稚園、保育園、認定こども園や小・中学校等）と連携し、コーディネートや支援の充実を図ります。</p> <p>また、専門職による相談「いたずらっ子の会」や函館児童相談所による相談「巡回児童相談」も実施しています。</p> <p>【療育（ひまわり）】 ことばや発達の遅れが気になる未就学のお子さんを対象に個別・小集団療育を行います。 個別支援計画を作成し、一人ひとりの子どもにあわせた療育を行います。</p> <p>【「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）】 子どもの成長にあわせ、保健・福祉・教育・就労などの関係機関による連携した支援を受けられるよう、「カラフル」を推進し、一人ひとりに応じたよりよい支援につなげていきます。</p>	子ども発達支援センター
養育医療給付	未熟児養育医療について、医療費の自己負担を軽減します。	住民生活課
自立支援医療制度	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、育成医療や精神通院医療があります。	保健福祉課

主な取組	取組の内容	担当課
重度心身障がい者医療費助成	18歳年度末までの重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費を助成します。	住民生活課
特別児童扶養手当	精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護している方を対象に手当を支給します。	住民生活課 (北海道)
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。	保健福祉課 (北海道)
補装具費の支給	補装具の購入または修理が必要と認められたときは、その費用を補装具費として利用者へ支給します。	保健福祉課
特別な支援が必要な子どもの受入推進	教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進し財政的支援を行うとともに、受け入れにあたって八雲町子ども発達支援センター等の連携を図ります。	住民生活課
障害児通所支援	児童福祉法に基づき支給されるサービスで、主に未就学児を対象にした「児童発達支援」、学籍のある児童を対象にした「放課後等デイサービス」などがあります。	保健福祉課
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき支給されるサービスで、介護の支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)、就労継続支援(B型)などがあります。	保健福祉課
地域生活支援事業	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村を中心として実施される事業です。移動支援事業、重度障がい児通学費助成事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援などがあります。	保健福祉課
特別支援教育就学奨励費	八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯へ経済的負担を軽減するため、学用品購入費などの就学に要する費用の一部を助成する制度です。	教育委員会
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病医療の給付を受けている在宅の児童等を対象に、身体の状態に応じて、日常生活用具を給付します。	住民生活課
軽度・中等度難聴児に対する補聴器の給付	身体障害者手帳の交付対象外の在宅の児童を対象に、補聴器の購入、修理に要する費用を助成します。	住民生活課

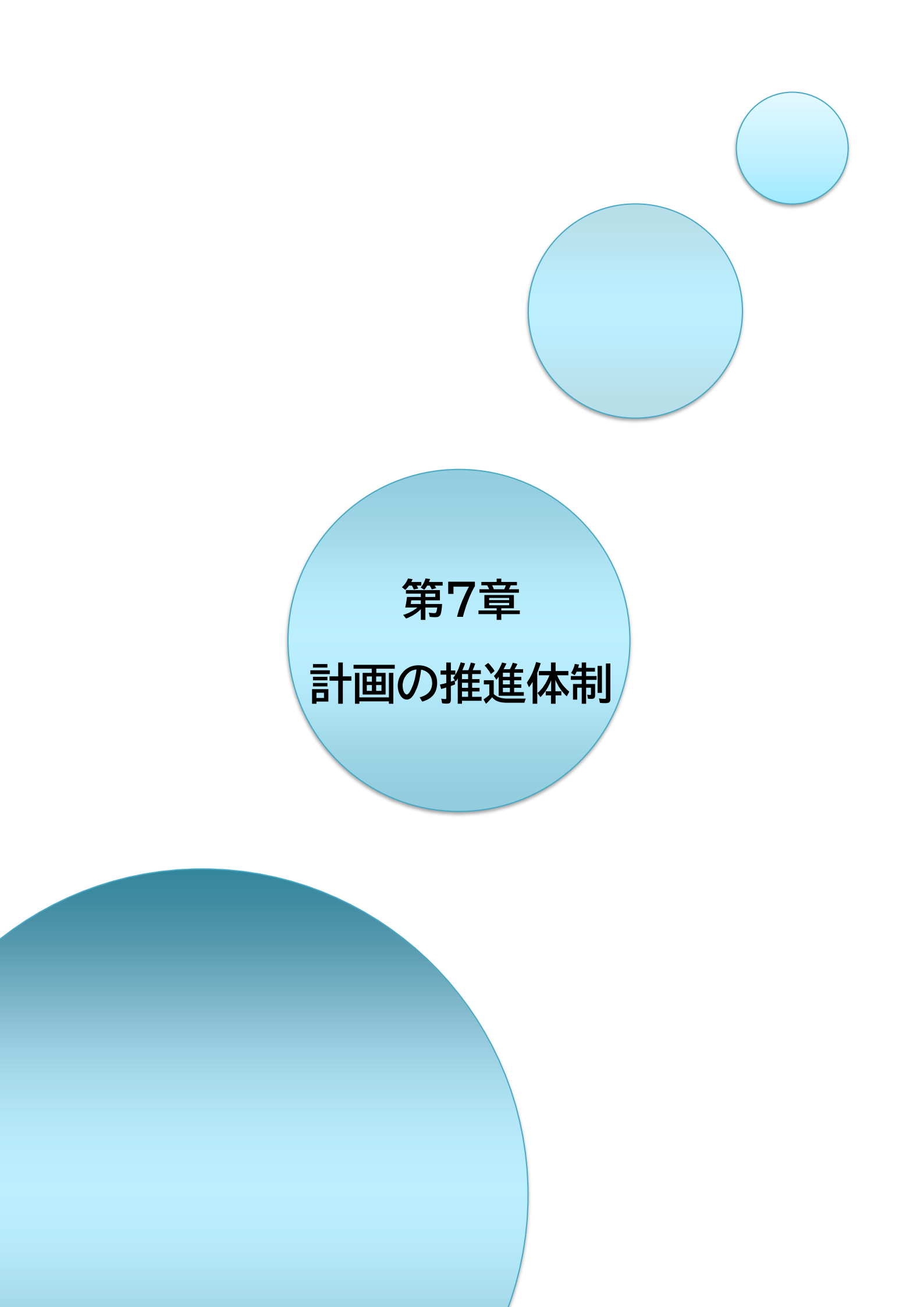
9 子どもの交通安全を確保するための活動推進

現代社会において、経済の発展に伴った車両の増加は著しく、その車両が起こす悲惨な交通事故の犠牲者もまた、増加傾向にあります。

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点をいかすことが重要であることから、地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を積極的に取り入れ、道路交通環境の整備に反映することが必要です。特に通学路においては、常に毎日子どもが通る道であることから、優先して点検し整備を図ることが必要になります。

交通安全推進員・交通安全指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、関係機関・団体と連携した街頭啓発等を行い、交通安全意識の一層の向上を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
歩行者保護意識の醸成を図る広報啓発活動	交通指導車による広報を行います。	危機対策課 地域振興課
交通安全教室の開催	保育所や小学校などにおいて、交通ルールを身に付けるための交通安全教室を実施します。	危機対策課 地域振興課
通学路の安全点検と保護・誘導活動	登下校時の安全確保のため関係機関・団体による通学路の安全確保と保護・誘導活動を推進します。	危機対策課 地域振興課
新入学（園）児の交通事故防止	通学路等における街頭啓発や安全指導、安全教育を実施します。	危機対策課 地域振興課
シートベルト・チャイルドシートの安全利用の普及活動	熊石地域において年4回、交通安全運動期間中に国道を走行する車に対してシートベルト着用率調査を実施します。	地域振興課
登下校時の安全確保	八雲小学校登下校における自家用車送迎に関し小学校・PTAと協同によるルールづくりと周知を行います。	危機対策課



第7章
計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 市内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組を積極的に進めます。

(2) 地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を促進するとともに、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、町外に対しても情報発信に努めます。

2 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価と見直し

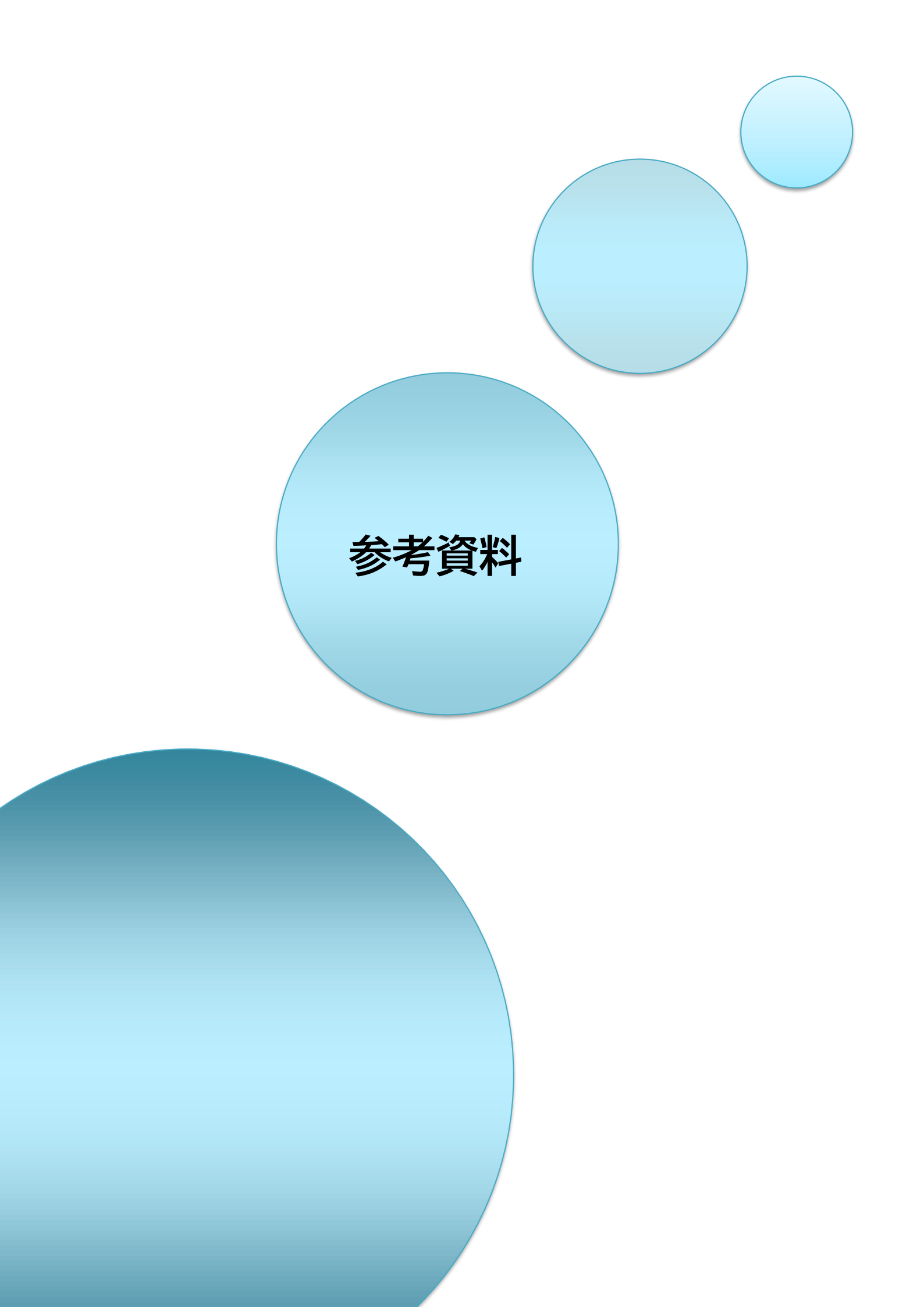
この計画を実効性のあるものとするため、「八雲町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（令和7～11年度）ですが、中間年に計画の中間見直しを行います。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。



參考資料

参考資料

1 八雲町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民生活課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。